

令和 7 年第 3 回定例会

河津町議会会議録

令和 7 年 9 月 3 日 開会

令和 7 年 9 月 12 日 閉会

河津町議会

令和七年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和七年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和7年河津町議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月3日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	6
○一般質問	12
上村和正君	13
遠藤嘉規君	33
渡邊昌昭君	45
北島正男君	59
○散会の宣告	72
○署名議員	73

第2号（9月4日）

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	76
○事務局職員出席者	76
○開議の宣告	77

○議事日程の報告	77
○報告第2号の上程、説明、質疑	77
○報告第3号の上程、説明、質疑	80
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第49号～議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託	105
○散会の宣告	118
○署名議員	119

第 3 号 (9月12日)

○議事日程	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	121
○事務局職員出席者	122
○開議の宣告	123
○議事日程の報告	123
○議案第49号～議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決	123
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議員派遣の件	129
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	130
○閉会の宣告	130
○署名議員	133
○議案等審議結果一覧	135

第 1 日

9 月 3 日（水曜日）

令和7年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和7年9月3日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	平川直也君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	友田佳伸君	水道温泉課長	飯田吉光君
教育委員会 事務局 局長	土屋勉君	会計管理者 兼 会計室長	土屋典子君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 土屋 翔

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名です。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） これより令和7年河津町議会第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名をいたします。

7番、上村和正議員、9番、稲葉静議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、8月28日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日より9月16日までの14日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

4日は、報告事項、条例案件、補正予算、令和6年度決算8議案の提案理由の説明と、それに対する総括質問並びに決算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

4日会議終了後から12日午後3時までを休会とし、その間に決算審査特別委員による決算審査を願い、12日午後3時から本会議を再開し、決算審査特別委員会委員長の決算報告についての審議、議員発議による意見書の審議等をお願いしたいと思います。

なお、16日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より16日までの14日間と決定いたしました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会が開催されるに当たり、令和7年第2回定例会以降の諸般の報告をいたします。
議会議長会の事業について。

6月24日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が開催され、出席いたしました。

7月25日、賀茂郡町議会議長会議が開催され、出席いたしました。

町議会活動について。

6月9日から11日、議員視察研修を行い、石川県輪島市、珠洲市を視察いたしました。

7月11日、静岡県市町議会議員研修会が開催され、出席いたしました。

7月22日、議員説明会が開催され、河津バガテル公園指定管理者の公募、地域交通弱者対

策事業、物価高騰による給食費補助について町から説明を受けました。

7月31日、子ども議員会が開催され、議員1名が講師として出席いたしました。

8月26日、議員説明会が開催され、観光庁補助採択事業、農業振興事業地域活性化企業人
事業、防災公園整備事業の用地測量・用地調査業務について町から説明を受けました。

同日、議会全員協議会を開催し、第3回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

6月26日、令和7年5月分（令和6年度・7年度）の出納検査報告書を受領いたしました。

7月25日、令和7年6月分の出納検査報告書を受領いたしました。

8月25日、令和7年7月分の出納検査報告書を受領いたしました。

監査結果報告。

8月6日、令和6年度財政援助団体等に対する監査結果を受領いたしました。

議会運営委員会。

8月28日、議会運営委員会を開催し、令和7年第3回町議会定例会の日程を協議いたしま
した。

河津町議会改革特別委員会。

7月17日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議をい
たしました。

常任委員会関係議員活動。

6月17日、河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席いたしました。

6月20日、7月1日、7月8日、広報常任委員会を開催し、議会だよりの作成、発行を行
いました。

7月1日、青少年非行防止街頭キャンペーンが開催され、第2常任委員長が出席しました。

7月7日、7月29日、8月25日、第1常任委員会を開催し、第2回河津ザクライド実証実
験について協議をいたしました。

7月8日、第2常任委員会を開催し、活動テーマについて協議をいたしました。

7月16日、第1回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席いたしまし
た。

7月18日、民生委員推薦会が開催され、第1常任委員長及び副委員長が出席いたしました。

7月22日、8月26日、第2常任委員会を開催し、視察研修報告会について協議をいたしま
した。

8月4日、ライドシェア専門部会がオンライン会議で開催され、第1常任委員長が出席しました。

8月28日、広報常任委員会を開催し、次号の議会だよりの作成について協議をいたしました。

一部事務組合等について。

6月18日、東河環境センター議会臨時会が開催されました。

7月7日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会議案等事前説明がされました。

8月20日、下田メディカルセンター議会全員協議会及び8月定例会が開催されました。

同日、下田地区消防組合議会全員協議会及び8月定例会が開催されました。

8月27日、伊豆斎場組合議会8月定例会。

上記が開催され、組合議員及び広域連合議会議員が出席いたしました。

議長に要請のあった諸会合等について。

7月11日、「夏の交通安全県民運動」街頭広報が行われ、議員とともに出席いたしました。

7月24日、第47回下田国際カジキ釣り大会前夜祭が開催され、出席いたしました。

7月25日、今井浜海水浴場安全祈願祭が行われ、出席しました。

8月5日、子ども議会本会議が開催され、議員とともに傍聴いたしました。

8月18日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会等合同促進大会が開催され、出席いたしました。

8月20日、交通安全対策委員会が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、町長の行政報告をお願いいたします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、行政報告を申し上げます。

本定例会が開催されるに当たり、6月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和6年度決算について申し上げます。

令和6年度一般会計決算は、歳入総額52億8,409万4,224円で、前年度比5.2%の増、歳出総額は50億4,772万7,579円で、前年度比4.7%の増、歳入歳出差引額は2億3,636万6,645円となりました。

歳入の状況については、町税は主に町民税が前年度比8.7%の減、固定資産税が前年度比3.9%の減となり、町税全体では前年度比4.9%の減、9億5,629万9,973円となりました。その他の収入では、地方交付税が前年度比4.3%の増、地方特例交付金が定額減税減収補填に伴い、前年度比736.6%の増、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対策関連事業費の減額等により、前年度比23.3%の減、県支出金がふじのくにフロンティア補助金の減額等により、前年度比0.9%の減、町債が同報無線デジタル化事業に伴う緊急防災・減災事業債や七滝駐車場公衆トイレ整備事業等に伴う過疎対策事業債の増額等により、前年度比31.2%の増となりました。歳入総額は前年度に比べ2億6,221万3,046円の増額となりました。

一方、歳出の状況については、保健福祉防災センターの長寿命化改修工事や子ども子育て支援センター駐車場整備工事等の実施により、歳出総額は前年度に比べ、2億2,622万6,370円の増額となりました。

詳細につきましては、本定例会に提出しておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして公表することになっている健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字決算により非該当、実質公債比率は5.7%、将来負担比率は充当可能財源のうち公共施設整備基金を取り崩したものの非該当となり、早期健全化基準をそれぞれ大きく下回りました。また、公営企業の健全化判断比率である資金不足比率も、黒字により非該当となりました。

これらの健全化判断比率から見ても、当町は健全な財政運営を維持していると判断できるところですが、さらなる財源確保が難しくなる中、最小の投資で最大の効果を上げることが念頭に、民間の力も活用しながら町民とともに創り上げていく「共創のまちづくり」を推進していきたいと考えています。

姉妹都市白馬村交流事業について申し上げます。

6月26日、27日の2日間、白馬村立白馬南小学校児童、5・6年生21名が来町し、27日に河津小学校児童5・6年生88名との交流事業を実施しました。

当日は、今井浜海岸で波打ち際での水遊びや砂遊びを楽しみ、6年生は1月に行われたスキー交流以来の再会を喜び合い、5年生は新たにできた白馬村の友人との再会を約束するなどの交流を行いました。

都市等交流事業について申し上げます。

8月2日に町と包括連携協定を締結をしている学校法人服部学園服部栄養専門学校と協働して、賀茂地区の高校生16名を対象にオープンキャンパスを実施しました。

また、8月5日に町民を対象とした調理実習イベントを保健福祉センター調理実習室で開催をし、町民16名が参加をし、家庭的、気軽にできるプロの味を学びました。

8月17日に町出身のプロ野球選手の竹内奎人選手を応援にいく観戦ツアーを実施をし、ちゅ〜るスタジアム清水にて町民20名で応援をしました。

河津町子ども議会について申し上げます。

町の将来を担う子供たちが、まちづくりについて学び、考えるきっかけとして、8月5日に河津町子ども議会を開催をしました。小学校5年生から中学校2年生までの子ども議員10名が登壇をし、町政への質問や提案を行いました。子供たちの率直な思いを受け止め、まちづくりに生かしたいと考えています。

自治体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドへの移行について申し上げます。

行政サービスのセキュリティの向上、大規模災害対策、事務の効率化を目的として、自治体情報システムの標準化に関する法律に定める基幹20業務について、国が示す標準仕様へ準拠する標準化・共通化及び自治体や政府が共同利用するマルチクラウド基盤であるガバメントクラウドへの移行に対応することになっています。当町では、8月18日に、システム化している15業務について、これらの対応が完了いたしました。

地域交通弱者対策事業について申し上げます。

高齢者等おでかけ支援タクシー実証実験を4月7日から7月4日までの間、平日の月、水、金曜日、38日間実施をし、町民17人から延べ116回の利用がありました。昨年と今回の実証実験から一定のニーズがあると判断をし、タクシー事業者と交渉を進め、回数制限をなくし、毎日利用できるタクシー利用料金補助制度を10月から開始する予定です。

つきましては、本定例会に事業経費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

町税の滞納対策について申し上げます。

令和7年度7月末までの賀茂地方税債権整理回収協議会による滞納整理の状況は、預貯金、生命保険、給与等の財産調査209件、実態調査12件、財産差押え16件を実施をしました。さらに、徴収困難な事案5件、滞納税額226万200円については、静岡地方税滞納整理機構に移

管をしています。

これからも引き続き積極的な滞納者の実態把握に努め、財産のあるものについては差押えを実施をし、公正・公平な税負担につなげてまいります。

各種検診事業について申し上げます。

7月5日から19日の7日間にわたり、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象とした特定健診、30歳代を対象としたきかけ健診を実施をし、309名が受診をしました。

また、胃がん、肺がん、大腸がん及びB型・C型肝炎ウイルス検診を特定健診と同日に実施をし、延べ488名が受診をしました。

指定暑熱避難施設、クーリングシェルターの指定状況について申し上げます。

6月1日付で指定しました保健福祉センター、役場庁舎、文化の家の3施設に加えて、日本郵便株式会社、マックスバリュ東海株式会社と協定を締結し、河津郵便局、上河津郵便局、マックスバリュエクスプレス河津店をそれぞれ指定させていただいています。

つなげる支援バス、つなバス事業について申し上げます。

4月から実証実験を行っている福祉バス、通称つなバスについては、利用状況や利用者ニーズの状況把握を継続するため、9月末までとなっていた実証実験を3月末まで延長することとしました。本定例会に係る経費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

物価高騰対策生活支援事業について申し上げます。

物価高騰により特に影響を受けた非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、子育て世帯には児童1人当たり2万円を追加支給する事業を実施をしました。町内在住者には商品券での支給とし、商品券の配布や換金等の業務については河津町商工会に委託をしました。799世帯に商品券を配布し、7月末までに2,456万500円が利用され、町外に転出をした11世帯に口座振込で支給をしました。

地籍調査事業について申し上げます。

見高地区舟戸の番屋付近から民宿あづまや付近までの0.05平方キロメートルを実施区域とし、7月18日、19日に説明会を開催をし、調査の目的及び実施方法等を関係者の皆様に周知をしました。

また、昨年度に現地立会いを実施をした見高地区七子トンネル付近から舟戸の番屋付近0.10平方キロメートルについて、測量成果の閲覧を9月8日から行う予定ですので、関係者の皆様におかれましてはご確認をお願いいたします。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業について申し上げます。

河津桜まつり期間中の渋滞緩和と観光消費の拡大を図るため、観光庁の補助金事業の採択を受けました。本事業は、ウェブサイト上で駐車場の空き情報をリアルタイムで可視化をし、駐車場の適正な運用と渋滞緩和を目的に実施をします。本定例会に関係経費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

地域観光魅力向上事業について申し上げます。

河津町観光協会では、観光需要の平準化と長期的な観光地経営を目指し、新たな観光コンテンツの造成に取り組むため、観光庁の補助金事業に応募をし採択を受けました。今後、新たな観光需要を創出し、さらなる観光消費の拡大につなげていくことを期待をしております。

本事業を支援するため、本定例会に補助金の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

今井浜海水浴場について申し上げます。

7月25日に海開きを行い、8月24日まで運営をしました。

厳しい暑さや開設期間の減少、7月30日のカムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波警報の影響もあり、入込み客数は1万8,735人で、前年比5.4%の減となりました。

消防団関係について申し上げます。

7月26日に河津町消防団による水防訓練が行われました。陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊の協力を得て、台風襲来や大雨に対する備えとして、土のうのつくり方や積み方等の訓練に団員48名が参加をしました。

会場は、暑熱対策を考慮して天城生コン株式会社様敷地を使用させていただきました。天城生コン株式会社様におかれましては、お礼を申し上げます。

カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警戒への対応について申し上げます。

7月30日に午前8時25分頃、カムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.8の地震が発生をしました。この地震により、気象庁から津波注意報が午前8時37分に発表をされ、午前9時40分に津波警報が発表をされました。町では、津波注意報発表後、午前8時55分に災害対策本部事前配備体制を取り、津波警戒や避難者の暑熱対応について協議をし、同報無線等による住民への注意喚起、避難所開設、河津駅周辺の観光客対応を行いました。

避難所として、保健福祉センター、旧河津東小学校校舎、河津町コミュニティセンターの3か所を開設し、67名が避難をしました。また、公共交通機関が運行停止したことに伴い、

帰宅困難に見舞われた13名を最寄り駅の伊豆箱根鉄道修善寺駅及び伊豆市内宿泊施設まで送り届ける対応をしました。

総合防災訓練について申し上げます。

8月31日に実施をした訓練は、厳しい暑さによる熱中症リスクを考慮し、例年実施をしているような避難所等に集合する訓練は行わず、各家庭でできる自助の取組として、災害時の避難方法、家族との連絡手段、非常持出し品の再確認などの訓練を行いました。

また、各地区自主防災会にあつては、防災無線による通信訓練、防災資機材の点検などを実施をいたしました。

平和学習事業について申し上げます。

戦争や原爆をもたらした深い悲しみと癒えることのない心の傷を真摯に受け止め、命の尊さや平和の大切さを育む目的で、7月31日、8月1日の2日間、河津中学校の2年生4名を広島に派遣をしました。原爆ドームや広島平和記念資料館等の見学や、被爆者から原爆投下直後の様子や平和への願いについての講話を受け、平和について深く考える機会となりました。

11月に行われる青少年の主張大会では、派遣をした生徒代表1名に学習を通じて感じたことを発表していただく予定となっています。

青山学院大学学習交流事業について申し上げます。

町と青山学院大学との連携協定の一環として、8月18日、19日と、河津中学校の3年生26名が青山学院大学体験教室に参加をしました。体験教室では、タブレット端末を使用して3Dモデルを作成し、3Dプリンタで出力した作品を制作をしました。あわせて、包括連携協定を結ぶ学校法人服部学園服部栄養専門学校も訪問し、施設や調理実習を見学し、キャリア形成に向けた貴重な体験を得ることができました。

第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会について申し上げます。

第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会は、12月6日に静岡県庁前をスタートし、草薙陸上競技場までの12区間42.195キロメートルで予定をされています。河津町派遣選手団は8月2日から毎週土曜日に河津中学校グラウンドで練習を行っておりますので、町民の皆様の応援をお願いいたします。

主な入札結果について申し上げます。

令和7年6月19日に実施をした県単独治山（補助）事業大鍋地区星原治山工事は、株式会社大塩組が落札をし、2,486万円で契約をしました。この事業は、大鍋地区星原の水路が、

大雨時に土砂が流出するため、大鍋川までの区間を整備するものです。

7月24日に実施をした賀茂地区航空写真共同撮影業務委託は、エアロトヨタ株式会社静岡支店が落札をし、2,805万円で契約をしました。この事業は、賀茂地域における固定資産の課税客体を把握するための基礎資料として航空写真撮影を行い、各自治体で運用している地理情報システムを活用して業務の効率化を図るものです。

8月28日に実施をした笹原地区道路施設改修工事は、株式会社大塩組が落札し、1,089万円で契約をしました。この事業は、老朽化しているさくら幼稚園前の側溝蓋を改修するものです。

道路メンテナンス事業町道逆川中田・二反田線（中田橋）橋梁補修工事は、東海建設株式会社が落札をし、1,859万円で契約をしました。この事業は、橋梁点検の結果、補修の必要がある橋梁について補修するものです。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

今後も「チェンジ（変化）」から「サステイナブル（持続性）」へ、新しい時代の「コンパクトで魅力ある、賑わいのまちづくり」に取り組むべく、各施策を進めてまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） これで町長の行政報告を終わります。

45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（渡邊 弘君） 日程第5、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

7番、上村和正議員、6番、遠藤嘉規議員、5番、渡邊昌昭議員、2番、北島正男議員。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（渡邊 弘君） それでは、7番、上村和正議員の一般質問を許します。

7番、上村和正議員。

〔7番 上村和正君登壇〕

○7番（上村和正君） 7番、上村和正でございます。

令和7年第3回定例会が開催されるに当たりまして一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答で質問いたします。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

私の質問は、水道事業の料金改定について、防災協力井戸について、普通財産の有効活用について、基金の運用についてお伺いいたします。

まず、水道事業の料金改定についてお伺いしたいと思います。

近年、水道事業は老朽化施設の更新費用の増加や人口減少による主要水量の減少、さらには資材費や電気料金の高騰などを背景に、多くの自治体で経営が厳しさを増してきております。河津町においても同様の課題が指摘されており、3年前にも改定がなされましたが、水道料金の見直し、料金改定の必要性についてお伺いいたします。

町民の生活に直結する水道料金の改定については、慎重な検討と十分な情報を開示、説明責任が求められます。そこで、以下の点について町の見解をお伺いいたします。

まず1点目でございますけれども、水道事業の現状についてということで、現在の水道事業の経営状況はどうなっているのか、現行の料金で収支がどのような状況にあるのかお伺いいたします。

2点目でございますが、水道料金、料金の改定の必要性と背景についてお伺いいたします。

料金改定の必要性について、町としてどのように認識しているのか。料金改定の背景にどのようなコスト上昇が考えられるのか、2点お伺いします。お願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村和正議員の質問にお答えしたいと思います。

大きくは水道事業料金の改定ということで、2つの質問があったと思います。水道事業の現状と料金改定の必要性と背景についてということで、ご質問ですのでお答えします。

まず、水道事業の現状についてお答えします。

河津町の水道事業については、昭和46年に3つの簡易水道組合を統合して始めました。また、地区で管理をしている簡易水道組合も現在、梨本と上佐ヶ野地区の2組合ありまして、運営を行っております。現状はそういう状況でございます。

町の上水道事業につきましては、これまで管路ですとか配管、また、配水池など多くの施設整備を行い、水道水の安定供給に努めてまいりました。しかし、先ほど議員がお尋ねの、ご指摘のように、施設や設備も老朽化が進み更新時期を迎えております。そのためには、多額の費用が必要となります。

このような状況の中、財政面では人口減少による需要の減少などの収益の減少傾向にあります。今後の町の人口想定を考えますと、これは国の国立社会保障人口問題研究所の試算によりますと、河津町の2050年の人口は4,244人と推計をされております。今後も水道事業を維持していくためには、このような人口推計を踏まえた給水人口と観光地としての交流人口及び関係人口を踏まえた1日最大給水量ですとか年間給水量を想定をし、持続可能となるような計画を立てて改善計画を進めなければならないと、そういうふうに思っております。

町では、これらのことを踏まえて、既に長期的な工事費用試算、これ、アセットマネジメントといいますけどを平成29年度に、また、平成31年度から10年間の水道ビジョン経営戦略を平成30年度に策定をしております。これらの手順を踏まえて、昭和58年から40年近く据え置かれていた水道料金についても、先ほど議員がお尋ねのように令和3年度から改定をして財源の確保をする予定でございましたが、当時がコロナの関係もありまして、1年延ばしまして令和4年6月検針から約35%の値上げをさせていただき、改善計画を予定をしております。

また、経営状況の詳しいことは、後ほど担当課長から説明をさせます。

それから、2つ目の料金改定の必要性と背景についてお答えします。

前問でもお答えしてございますが、将来的に水道の維持・安定供給のためには、改修はも

う避けられないという、そういう状況でございます。水道事業は公営企業会計ですので、基本的には受益者の負担で事業を行わなければなりません。計画に沿って進めるためには、令和4年度から料金の値上げを行いまして、計画に沿った形で改修事業を進めてきましたが、実際、用地交渉などで若干遅れ気味ではございます。

今後の料金改定等については、現在、国から人件費や物価の上昇等の情勢変化に対応した経営戦略の見直しを令和7年度までに求められておりますので、令和7年度当初予算で経営戦略、水道ビジョン更新業務を予定しておりますので、今後については見直した計画により検討したいと思っております。

なお、今後のスケジュールについては、担当課長より説明をさせます。

私からの答弁は以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） ご質問の経営の現状と今後のスケジュールについて答弁させていただきます。

まず、経営状況につきましては、町長答弁にありました令和4年度の料金改定前後の比較で、令和3年度営業収益約1億3,700万円から令和4年度は約1億7,800万円と、約4,100万円の増収となりました。キャッシュフローの資金期末残高は、改定前の令和3年度末1億600万円から令和6年度末で1億4,800万円と、増加している状況であります。

しかしながら、経営戦略策定時の想定では、料金改定後、毎年度留保資金を3から4,000万円増やす想定でいましたが、昨今の電力、動力や資材の高騰により留保資金を増やせていない状況であります。

次に、スケジュールについてですが、町長答弁にありました経営戦略、水道ビジョン等の見直しを今年度で委託業務を発注しつつ水道委員会を立ち上げまして料金改定の必要性を協議いただき、利用者の皆さんに情報発信していく想定でおります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 今年度、経営戦略、確かに当初予算にも1,200万円ぐらいですかね、載っけてあったと思います。

これで今後の将来性が見えてくるのかなと思いますけれども、改定のこの内容、検討状況についてお伺いしたいと思うんですけれども、現時点での改定の内容、改定率、改定の時期は、どのように検討されているのか。いわゆるほかの市町と比較や外部有識者等を入れて意

見を取り入れているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの改定内容の検討状況でございます。

前問でもお答えしておりますけど、まだ未確定といいますか、まだ計画をつくっている段階ですので、今の段階ではまだはっきりしていないような状況ありますので、今後その計画等が決まり次第、方向が示せるものと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 令和7年度、今年度中に完成する経営戦略で、もう予算もついていて、どれくらい進んでいるのか状況がよくわかりませんが、もう今の段階である程度数字が見えてこないということは、あと半年の間にどこまで完成するのか分からないですけれども、ぜひ着々と進めていただきたいと思います。

続きまして、今後の水道事業の在り方についてお伺いしたいと思います。

将来的な施設更新、設備の施設更新や維持管理のために、中長期的な計画はどうなっているのか。広域連携や民間委託の可能性など、経営改善に向けた取組をどのように検討しているのかお伺いたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村議員の今後の水道事業の在り方ということで、大変な重要なことだと思います。お答えします。

事務的な改善については、既に水道事業の効率化、経費削減、節減のために、水道台帳というのがあるので、その整備のデジタル化について、広域でこれ松崎町と共同で取り組んできております。また、共同で取り組むことによりまして補助金等の活用もでき、共通の課題に取り組むこともできるなど、ここら辺については積極的に今、取り組んでいるところでございます。

また、数々の問題があるわけでございますけれども、数々の課題を持ちながらも水道の安心、安全、安定供給に向けて取り組んでいかなきゃならないと、そういうふう考えております。これまでも構想や計画策定、町民や議会への説明などに努めてきておりますが、今後も議員がおっしゃるように計画内容についても丁寧に説明をしながら進めていきたいと思っております。

また、今年度より賀茂広域連携会議でも、能登半島地震の水道施設被災の諸問題に対処す

るために、広域的な防災減災計画について、県が賀茂地域水インフラ広域防災計画の策定に、今取り組んでいるところがございます。そのほか、議員お尋ねの更新、あるいは維持管理、あるいは水道事業の将来については、先ほどの答弁より取り組まなければならない状況であります。詳細については担当課長より答弁をさせます。

また、あわせて、最初に申し上げました簡易水道の問題についても、これは後ほど副町長より答弁をさせます。

私からは以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） 議員ご質問の将来についてでございますが、まず、中長期の計画としましては、河津町の水道施設の大半は40年以上経過している老朽化対策と、災害への備えとして耐震化を進めることとして、経営戦略と水道ビジョンを策定しました。

その中で、今井浜1,000トン配水池の更新の必要性や、管路につきましても60%が耐用年数を超過しているとされていまして、それらを踏まえまして、現時点の施設、管路の重要性や整備の緊急度などの優先順位を整理し、経営戦略との将来計画の実施を進めて、引き続き安心安全な水を供給していくものであります。

また、町長答弁の賀茂地域水インフラ広域防災計画は、今年度、次年度の2か年で賀茂地域全体における災害を意識した水インフラの強靱化の促進を目的に策定を進め、令和9年度以降、応急給水体制の整備を進めようとしています。この計画も考慮しつつ、町の水道事業経営戦略や水道ビジョンの将来計画の見直しを行っていく想定であります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは今後の水道事業の在り方ということで、さきに町長のほうが答弁しておりますとおり、町内には町水道以外に2つの簡易水道組合がありますので、そちらのほうの考え方について申し述べさせていただきます。

人口減少及び高齢化によりまして、それぞれの簡易水道組合も水道施設の維持管理、運営に苦勞していることと思います。さきの能登半島地震においても、規模の小さい事業体では水道の復旧が著しく遅れたという状況があるそうでございます。簡易水道の行政管理は、人口減少や施設の老朽化といった構造上の問題に直面しておりまして、持続可能な水道サービスを確保していく上でも抜本的な改革が必要と指摘をされているところでございます。

こうした中で、将来的に2つの簡易水道の管理、運営を町が引き受けることとなる場合に

おきまして、現町水道と簡易水道では料金形態、従量制と定額制の違いや施設の老朽化の問題など、解決していかなければならない課題が幾つかあります。そうしたことを踏まえて、町が責任を持って引き受けられる状態に近づけていくために、料金形態の変更や施設改修など、中長期にわたる経営や維持管理の目標を立てた中で、それらの目標が実施できた上で移管等がスムーズに行われると考えております。

今後の町の持続可能な水道事業を考えた場合に重要な問題となり得ると思いますので、該当する地域につきましては、それらの課題を踏まえて早めに取り組んでいただきますようお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 簡易水道のことまで触れていただきましてありがたいと思います。いずれ移管するかどうかは、その地域によって判断することだろうと思っております。

あと、先ほどの水インフラ広域防災計画、何か非常に興味がある内容だと思います。先日、議会でも能登のほうへ視察に参りましたが、やはり水の問題は非常に重要であったなと思っております。

水道は町民の生活のインフラでありまして、料金改定は大きな影響を及ぼすものでございます。したがって、町としては丁寧な説明と持続可能な経営方針を明確にし、町民が納得し安心できる施策を講じていただき、そして水道会計につきましては企業債、借金という部分においても、今5億円以上あると思っております。子供たちの世代に負担を残すことなく、基金の積立等必要であると検討していかなければならないのかなと考えているところでございます。今後も水道事業については注視してまいりたいと思います。

続きましては防災協力井戸についてお伺いします。

先ほど副町長からも、その防災の井戸というか水の重要性について答弁があったかと思えますけれども、近年、南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、地域の水源確保は喫緊の課題です。河津町でも水道の断水に備えた非常用給水手段の確保が求められる中で、県内外の自治体では、災害協力井戸の登録制度や支援制度が導入されています。町としても、防災力向上の一環として検討すべきではないかと考えております。

そこで、まず1点目でございますけれども、井戸の現状把握についてお伺いいたします。町内にある既存の井戸、家庭用、事業用、農業用などいろいろあるかと思うんですけれども、これを町としてどの程度存在し、災害時に使用可能なものがあるのかを把握しているのか。

また、過去に井戸所有者に協力要請等を行った実績があるのかをお伺いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村議員の2つ目の大きな質問としては災害協力井戸についてということで、個別の問題としては井戸の現状把握についてということでございますけど、全体的なちょっとお話をさせていただきたいと思います。

能登半島地震などで断水が長期化したことを受けまして、民間や事業所などの所有している井戸が災害時に事前に市町に登録することによって活用できるということで、登録制度という、それが上村議員お尋ねのことだと思えますけれども、今年3月に内閣府でガイドラインを策定をして、国でも普及を促しております。5月3日の県内の新聞報道によりますと、県内では9市町が実施済みで、準備検討中が9市町あると報道をしております。

河津町の現状ですが、町内では地区により異なりますが、地下水が豊富な地域では多くの方が井戸を所有して使っているのではないかと想像はしております。議員お尋ねのように、近隣では下田ですとか伊東市のように比較的市街地を持っているようなところは水の確保が難しいと思われるので、災害協力井戸の需要が高く、この制度として策定したのではないのかな、そのように私は考えております。

河津町でこの制度導入については、需要が見込まれるならば調査も必要かと思いますが、実際は制度にしなくても、能登半島でもあったようでございますけど、自主的に協力してくれることも考えられるのではないかと、そういうことも考えております。井戸水の活用については、私は災害時には水質の変化や物質の浸入などのおそれもありまして、飲料水ではなくてトイレなどの生活用水としての活用が基本と考えておりまして、まず、災害時の停電時でも利用できるかどうか大きな課題であると思っております。電力の問題ですので手動の、手押し型のポンプなら問題はないのでございますが、多分多くの家庭では電気の使用によるものが多いと思われるので、指定をしても使えない状況も考えられます。

このようなことを考えますと、私は指定までいかなくとも、まず災害時に隣近所が協力をして井戸水を共用することができる関係の維持を日頃から持つことが大切であると思っております。

また、もう一つ考えられるのは、協力制度として立ち上げるのであれば、災害時でも協力することを条件に、非常用の発電機の補助も併せて行うなどの制度設計の検討が必要ではないかと思っております。

過去における協力要請の実績については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 井戸の現状把握につきまして答弁させていただきます。

これまで災害時に使用可能な井戸の調査、また、井戸所有者への協力要請、ともに実績はございません。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 実績はないということでございます。

近所同士で話し合いをして仲良くして、常日頃仲良くしていないと水は使えないよみたいな感じの答弁だったと思うんですけれども、河津町は交流人口を増やそうとして、いわゆる観光客も来る町ですので、ぜひ、これもう一度、再度検討し直していただきたいと思うんですけれども、次の質問は、この導入検討についてお伺いするところでございます。

この災害時の井戸水、町民に提供していただくことを前提とした協力井戸制度の導入を検討してはどうかという質問でございます。先ほど答弁、もうやらないみたいな感じだったんですけれども、登録制による協力井戸のまず把握、これ別にそんなにお金かかるものじゃないと思うんですね。回覧板か何かで協力して、できる、うちにはこういう井戸がありますよというそういうことをやれば、そんなにお金もかからずできる。次に、この協力者の表示プレート、給水可能でありますという、例えばもうマークを提示するとか、井戸水の水質検査の支援とか簡易ポンプの設置支援、先ほど電気がないと揚げられないという話ですけど、昔ながらのこういうポンプも、今はネットで売っていますので、ぜひそういうのも検討していただければなと思います。

この辺の取組について、町の見解をお伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の災害協力井戸制度の導入検討についてということで、先ほどある程度答えたようなこともありますけど、再度もう一回答えたいと思います。

先ほど申したように、やっぱり課題ですとか状況把握が必要であると思いますが、制度の考え方については、先ほど申したように、やっぱり自主防災会などのご意見を参考にして、協力井戸の立上げが必要かどうか、どのように井戸を災害時活用するか、それも含めてまず検討したいなと思っております。

議員から具体的な提案もございますが、議員がどういうふうに思っているか分かりません

けど、例えば飲料水での活用を考えたときに、定期的な水質検査だとか、また、所有者の責務など、地域の実情や制度としての必要性などを踏まえた上で、国の導入ガイドラインなども参考に検討する必要があるかと思っております。ガイドラインの中では、先ほど申したように生活雑排水を中心とした飲料水は、必要があればみたいな感じになっておりますので、国は基本的に生活雑排水を中心として考えているようでございますので、その辺のガイドライン等の内容も含めた中で今後検討していければなと思っております。

また、今後の水の確保などについては、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 災害協力井戸制度の導入検討につきまして答弁させていただきます。

これまで水に関する防災対策としまして、給水袋、保存飲料水の備蓄のほか、ろ水器の準備にも取り組んできました。そして、このろ水器使用時の水源につきましては、町内53か所の防火水槽、もしくは各地区自主防災会が把握する井戸などの水源情報に委ねております。

制度導入に向けましては、飲用に供されるなども考慮すると、水質検査の必要性や水をくみ上げる方法や施設の日常の管理などの諸問題、これらを整理し住民にとって有益な制度になるようでしたら導入について検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 有益ならば検討してみたいということだと思うんですけれども、先ほど、ろ水器、確かに各地区に配られていると思うんですけれども、災害時におけるこの水の確保で本当にどう考えているのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、結局飲料水、たしか飲料水はそんなにペットボトルとかでもいけると思うんですけれども、何が一番能登で困ったかって、トイレの水とかそういうのに非常に一番困っている。要するに、トイレに行けなくなるということは体の不調を訴え始める、そういうところが原因で、水が一番重要だなと思っております。

で、一つ最後にお伺いしたいのは、当然供給が十分であるから検討する、やらないという感じなんですけれども、十分であるその根拠というか、その数字的な部分、もし分かるようでしたら教えていただきたいんですけれども、53台あるそのろ過器、それが町民何台当たりで1台があって、その辺がどのように稼働していくのか。要するに足りなのか、それだけでというのが、思いがあるんですけれども、53台、53か所、53台あるということですよ、ろ

水器が。じゃなくて。その辺、じゃ、ろ水器が何台あるか、その辺も重要だと思うんですけども、上のほうの梨本とかはもう、上のほうで人口の少ないところは別にいいと思うんですけども、この辺の平らなところで、人口の多いようなところで、果たしてそれで足りるのかという、その裏づけみたいな教えていただけますか。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの議員の質問の中で、ろ水器は基本的に飲料水として使う場合に重要であると思っております。

これは国のガイドラインなんですけど、災害井戸湧水の活用に向けてということで、河津町の場合、川もあるわけですから、生活雑排水についてはその辺も補正もあるのかな。国としては基本的には雑排水の使用を考えておりますので、その中で湧水も活用しなさい。で、井戸についても活用しなさいと。ただ、場合によっては、飲料水としても使うことも可能なんですけど、その場合にはやっぱり検査、やっぱり災害時になると地下がどうなっているかわからないということもありますから、いきなり飲料水で使えるかどうかという問題があるかと思っておりますので、その辺も含めて本当に必要性があるかどうかというのは考えていきたいなと思っております。

河津町には、災害用の井戸として井戸もありますし湧水もある、川の水もあるということも含めまして、生活雑排水については井戸も含めた中で、その辺も考慮しながら検討する必要があるんじゃないのかなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） もう3回目なのであれなんですけど、災害用の井戸として井戸をある程度把握しているということですよ、町として。そういうわけではないんですかね。

〔「必要があれば」と言う人あり〕

○7番（上村和正君） 必要があればということで。

じゃ、続きまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、普通財産の有効活用についてお伺いいたします。

今現在、町が保有する普通財産の中には、現在活用されていない土地や建物が幾つか存在していると認識しております。これらの財産は維持管理費がかかる一方、活用のめどが立たないまま放置されているものもあり、町財政の健全化や地域の活性化を考える上で見過ごせない問題だと考えております。ほかの自治体では、未利用の普通財産を売却、または競売に

かけることで、新たな民間活力の導入や税収の確保を図っている事例も見受けられます。

そこで、質問させていただきます。

まず1点目が、本町、町が保有する普通財産の現況についてということで、現在、町が保有している普通財産のうち、使用目的がなく未利用、もしくは長期間放置されている土地、建物はどの程度あるのか、場所、数量と面積等の概要をお示しください。そして、これらを一般に開示する考えがあるのかをお伺いたします。

次に、この未利用財産に管理する費用、コストがかかると思うんですけども、未利用の普通財産にかかっている維持管理費、例えば草刈りとか清掃などにかかっているのは、どの程度かかっているのか、概算で結構ですのでご説明ください。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま上村議員のほうから普通財産の有効活用ということで、1つ目が保有する普通財産の現況、あるいは2つ目は管理費用のコストについてお尋ねですのでお答えします。

ご存じのように、決算資料で財産に関する調書が示されておりますが、本町で所有する土地、建物の不動産は行政財産と普通財産に分けられておりまして、現状において目的を持たないで所有している財産が普通財産であります。そのほかには、土地開発基金ですとか地域経済活性化推進基金の不動産もございます。普通財産の具体的な例としては、特に小学校が統合されて旧小学校が学校として使われなくなりまして、これまでの行政財産から普通財産に移管をされております。

お尋ねの普通財産の開示については、必要があれば開示は問題ありませんが、現状ではその活用について町の方針に従い、その都度広く開示をして公募等を行っている状況であります。

普通財産の数量等、あるいは状況や内容については、後ほど担当課長より答弁をさせます。

また、2つ目の未利用財産の管理の要するコストについても、同じく担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは私のほうから、まず初めに普通財産の状況について説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長から答弁がありましたとおり、町につきましては毎年度決算書に、財産に関す

る調書として町の公有財産を行政財産、それから普通財産に分けて公表してございます。

令和6年度末の普通財産の土地でございますが、全部で789万3,290.24平米ほどございます。そのうち、山林原野が全体の99.28%、783万6,874.30平米を占めてございます。また、そのうちの宅地でございますが8,218.57平米、その他の土地としまして4万8,197.37平米の土地がございます。その他の土地の中には旧東小学校、西小学校の土地といったものも含まれてございます。

まず、山林原野の主なものでございますが、大昭和製紙の分収林といったものがございます。それから森林開発公団の分収林、それから登尾の町有地、それから鉢ノ山ですね、旧石庭から購入した土地等がございます。それから宅地のほうでございますが、商工会館の用地、それから現在特別養護老人ホームの土地の用地など、町が直接活用していないがほかの目的で活用しているといったものがございます。その他の土地の主なものでございますが、旧学校用地のほかに現在のパイロット用地の廃道敷地、それから縄地の旧大和不動産の寄附された土地といったものがございます。

次に、普通財産の建物でございますが、旧東小学校、西小学校の校舎、体育館、それから朝日幼稚園の園舎、それから上佐ヶ野地内の旧石庭が所有していた建物、それから湯ヶ野地内の旧不燃物の処理施設、それから笹原、河津小学校体育館横の寄附された建物等がございます。建物の延べ床面積につきましては、全部で6,272.21平米でございます。

普通財産の状況についてはこのような形になってございます。

それから、それに伴う維持管理といったことでございますが、普通財産の維持管理につきまして、令和6年度でございますが、草刈り等の手数料、これ、笹原、それから田中、下佐ヶ野、上佐ヶ野の町有地についての草刈り等を行いまして、その手数料の費用が16万2,341円でございます。また、山林の関係につきましては、森林火災保険料として83万5,772円の支出がございます。その他、旧小学校関係で光熱費、それから事業消耗品、手数料、建物維持管理のための委託、それから共済等を行っており、令和6年度の旧西小学校では135万2,559円、旧東小学校及び朝日幼稚園では80万6,088円の維持管理費としての費用の支出がございます。

維持管理費については以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 財産についていろいろ細かく説明していただきまして、よく分かったような分からないような、たくさんありすぎてあれなんですけれども、その中でも使えるも

のからどんどん開示していくということがすごく必要じゃないかなと思っております。要するに、向こうの相手から、こういう土地がないのかときたときに、町としてこういうものであれば使ってもいいよみたいなそういう説明をするんじゃないかと、うちの町にはこういう土地があつてこういう場所があるので、開示することによって、いわゆる不動産情報に載つけるような形ですよ。そういうことをすることによって見つけやすい、使いたい人は見つけやすいし、あ、こういうところがあるんだったらちょっと問い合わせしてみようかということもあれば、そういうことによって使えるものが活用されていくんじゃないかなと思っております。

先ほど財産の管理コストについてもいろいろお伺いしましたけれども、結構小学校の管理コストがかかっているなというのが印象です。もうこの辺も何年も放置のままでなかなか進んでいない状況だと思います。これ、早急に始めなければならないじゃないかなと思っております。出してもなかなか、何ていうんですかね、応募者が集まらないというのが現状じゃないのかなとは思っているんですけども、その辺も含めまして今後開示は必ず必要じゃないかなと思っております。

で、次の質問に移りますけれども、この普通財産の売却、競売の方針についてお伺いしたいと思います。町として、この未利用の普通財産について、今後売却、競売にかける方針があるのか。また、その判断基準やスケジュール感についてお伺いしたいと思います。

次に、この町民や企業への情報提供と公募の可能性についてお伺いいたします。普通財産の売却に当たっては、町民や町外の企業への広報、公募による公平性の確保も重要と考えますが、町としてそうした情報公開の仕組みや販売のプロセスについて、今後どのように考えているのかお伺いいたします。

以上、2点でございます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま2点の質問をいただきました。

まず、普通財産の売却とか競売の方針についてが1点目だと思っております。2つ目につきましては、情報提供と公募の可能性についてお答えします。

まず、町の方針といいますか、これまでもそうだったんですけども、今後のその未利用の財産の売却等の方針については、これまでの有効な活用について、町としては公共施設整備計画推進委員会で内容等を審議、答申をいただき進めているのが町のやり方でございます。町が公共施設を活用するためには、議員がおっしゃるように売却や競売などの必要があれば

可能かもしれませんが、現状の町有財産の取扱い方針については、まず、町民の理解が重要でありまして、旧南中跡地のように幾度となく計画をしましたが、約40年近く活用されない事例もございました。しかし、今回の大和リースさんの賃貸によりまして、クリエイトの出店によりまして、公共施設整備委員会の答申を受けて、議会や町民の皆様の理解によりまして、民間使用による町有地有効活用によるにぎわいの創出につながったものと思っております。現在も旧東小学校の活用について、指定管理者の公募を行っております、今後も町の総合計画などの方針や都市計画などの各種計画に沿った公共用地の有効活用を図れると思っております。今後の公共地有効活用につきましては、活用内容などを検討した上で取り組んでいきたいと思っております。

また、現在行っている東小学校の公募スケジュールについては、後ほど担当課長より答弁をさせます。

また、町民企業への情報提供と公募の可能性についてでございますが、町内外への情報発信は重要と思っておりますが、現状ではホームページや新聞などによることが多いかと思っております。

今後の対応につきましては、担当課長より併せて答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは私のほうから、まず旧東小学校の公募スケジュールについて説明をさせていただきたいと思えます。

現在、旧東小学校にあつては、指定管理者の公募を行っておる状況でございます。公募の告示を、公告を、6月30日から実施をしており、現在は周知をしている状況でございます。その後でございますが、事業説明会、現地説明会への参加申込を10月20日まで、それから事業説明会、現地説明会をその後、10月27日に予定をしております。申請書類の受付につきましては、11月14日から12月15日まで、申請者からプレゼンテーションや及びヒアリングにつきまして、1月13日を予定をしております。

指定管理予定者が決まりましたら協定内容の協議を行い、令和8年第1回定例会に指定管理者の議案を上程させていただき、議案可決後に、3月末までに協定書の締結をという形のスケジュールを組んでございます。

それから、2点目の関係でございますが、町民企業への情報提供と公募の可能性といったことの内容でございますが、普通財産の売却に当たっては議員がおっしゃるとおり、多くの

方々に周知をし、事業実施をしなければならないというふうに考えております。

現在、売却予定の不動産物件というのは特にございませんが、売却することとした場合につきましては、回覧、ホームページへの掲載を行うとともに、官公庁のオークションサイトによるインターネット公有財産売却等の活用といったものを検討していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 東小のことをいろいろ話していただきましてありがとうございます。

私が言いたいのは、東小もそうなんですけれども、いわゆるその山の中の土地、売るつもりはないんですけど、今テレビとかでも、ポツンと一軒家じゃないですけども、そういうところに住みたいと思っている都会の人って結構多いと思うんですね。ましてや災害が多くなってくると、東京って結構住めないところなので、そういう田舎の土地を求めたりする人って結構いると思うんですね。そういう人のためにも、ぜひ公開していただきたいと思いません。

で、次の質問になりますけれども、売却に当たりまして、地域課題の解決、活性化に資する用途、観光とか移住者の定住、商業施設等の優先的な活用を促す考えがあるのか、町の基本的なスタンスをお伺いしますという質問だったんですけども、大体答弁されたとおりでしょうけど、一応お答えを求めます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、地域活性化についての関連の質問だと思います。

当然、町の活性化について、民間事業者と、私も共創によるまちづくりと言っておりますので、そのためにも公共用地を有効に活用することは大事だと思っております。

具体的な町の方針としては、例えば民間の事業者等が、そういう活用内容が示されれば、できるだけ協力をしていきたいなと思っております。ただ、町としては、先ほど申したように、やっぱり町民の理解をどうやって得るか、当然議会の皆さんもそうなんですけど、その活用について、やっぱり議会なり町民の理解をした上で協議していく必要があるかと思っておりますが、町としては有効であれば協力はしていく姿勢ではございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ずっと何か受け身のような感じで、ぜひ積極的に出してもらいたいな

と思っております。

町が保有するこの未利用の普通財産については、単なる処分だけでなく地域にとって有益な形で利活用を進めるべきと、町長と同じ考えでございます。この売却益の確保や固定資産税の確保と併せて、町民サービスの向上、定住促進につながる施策として積極的な対応がこの町には必要であると思っております。税収増の稼げる町を目指すべきと考えております。

続きまして、基金の運用についてお伺いいたします。

この町の将来を見据えた財政運営の中で、財政調整基金や各種特定目的基金の適切な運用は、極めて重要だと考えております。近年、人口減少や税収減といった、先ほどの行政報告の中でもありましたけれども、かなり税収減ってきているのかなと思いますけれども、顕在化しております。基金のため方、使い方、増やし方について、戦略的な視点が必要とされます。

現在の基金の残高及び運用状況を踏まえて、基金をどのような考えで積み立てて運用し取り崩していくのか、町としての中長期的な方針を明確にする必要があると考え、次の点について質問させていただきます。

まず初めに、この基金の現状についてお伺いいたします。

令和6年度末における各種基金の残高及び過去8年の推移はどうなっているのかお伺いします。

2つ目が、基金の現状を町としてどのように評価しているのか、想定される財政リスクへの備えとして十分と考えているのかお伺いいたします。

以上、2点でございます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、4問目の基金の運用について、基金の現状についてお尋ねするので、詳しい内容については後ほど担当課長より答弁をさせます。

推移をどのように見ているかということでございますが、私も町長になり約8年になるわけでございますけど、いろいろな事業をやってきておりますが、基金についても、これまであまり取り崩さずに補助金ですとか有利な起債などを活用して、財政的にも私なりには安定してやってきているんじゃないのかなと、そういう思いもあります。

特に基金の状況については、決算資料にも示されておりますが、特に財政調整基金については平成29年度のときには約8億円弱であったものが、令和6年度では約14億円と大きく増額できたことは、災害時などの一時支出金の確保という面でも安心できる額に近づいている

のかな、そういうふうに思っております。財政調整基金も、特に積み立てる基準があるわけでもありませんが、近年の自然災害などの状況を考えたときに、また、工事費ですとか、諸物価の高騰などを考えたときに、私としては最低でも15億円以上の確保が必要ではないかと思っております。

私からは以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（土屋典子君） では、私から令和6年度末における基金のうち、預金として保管しているものの残高についてお答えします。

金額が大きいものから順に、財政調整基金が13億7,842万7,382円、河津町減債基金が1億7,953万8,240円、河津町土地開発基金が1億6,571万7,289円、河津町介護保険介護給付費準備基金が1億6,243万2,734円、河津町ふるさと基金が9,281万9,487円、その他11種類2億3,355万5,952円と貸付用基金420万円を合わせまして、合計で22億1,669万1,084円でございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 私のほうから少し基金の状況といったことについて、少し説明をさせていただきたいと思いますが、令和6年度末の状況の中で、さっき言った預金だけではなくて不動産といった、立木とか土地とかといったものを、基金等もございまして、全部で19種類の基金といった形になります。

これらにつきましては全て条例で設置の目的、それから運用の仕方等が定められており、その内容について、沿って運用をしているといった状況でございます。例えば財政調整基金でございますが、こちらにつきましては、一般会計の財政調整のための設置された基金で、処分することができる場合についてといった形が限られてございます。財政状況の著しい変動等により財源が著しく不足する場合においても、当該不足額の財源に充てる場合とか、災害時により生じた経費の財源、または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる時、それから緊急時に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、その他必要、やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる時、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費に充てる時といったことが明記されております。これは8年間で、こちらのほうにつきましては6億476万円ほどの増額というふうになっております。

それから、公共施設の整備基金といったものがございますが、こちらのほうにつきましても、こちらのほうは公共施設の整備に充てるための基金といったことでございまして、基金の全部、または一部を一般会計の予算に計上して処分することができるかとされております。この8年間で子育て支援センターの建設、それから保健福祉センターの長寿命化といったこともございまして、約5億6,114万円の減となっております。

それから、あと減債基金の関係でございまして、こちらのほうにつきましましては、町債の返還、償還に必要とされる財源を確保して、もって将来にわたる財政の健全な運営に資するために設置された基金という形でございます。普通交付税で交付される臨時財政対策債の償還基金分の積立てをしてございまして、また、処分することができるかとされた場合につきましましては、財政事情の変動により財源が不足する場合において、町債の償還財源に充てることのできるかといったようなことが明記されてございます。この8年間でございまして、6,713万円ほどの基金が増額となっております。

その他、全体を含めまして介護保険関係、それから国保の関係、介護の関係等がございまして、全てで2億8,300万円ほどの増というのが基金の状況でございまして、

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

基金が大分増えているという話だと思うんですけども、町長の安定した町運営がこういう成果を生んだのかなと思っております。

基金のこの積立方針について、次にお伺いしたいと思うんですけども、これ、ある程度目的が決まっているのは当然分かっているんですけども、政策的な基金の目的別の基金創設、もしくは全然お金の動いていない基金も多分あると思うんですけども、こういうものを見直しがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の基金の積立方針についてお答えします。

今のところは、特にその政策的な目的基金は考えておりません。ですから、見直しは今のところは考えておりません。ただ、今後必要なことがあれば、当然検討しなきゃならないと思っております。

現状では、当初予算で目的基金の活用はもちろんでございますが、それでも不足する場合には財政調整基金を財源として充て、年度末に取崩しについて検討をしてできるだけ、財政

調整基金は使途が決められておりませんので取崩しは避けたいと思っておりますが、そのようなことで今後は積立ての方針については今のところ持っておりませんが、そんな今後の情勢等によって必要があれば考えたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 特別新たな基金を積み立てる考えはないというか、目的がないという感じなんですけれども、いろいろ、いろんなところに河津町、お金があるんじゃないかと思うんですけど、例えば温泉事業、これについても6億円近い現金があるんじゃないかなと思っております。今後、温泉事業は廃止にならないというもし流れであるのであれば、長期的な運用も必要だと考えております。

先ほど水道会計につきましても、厳しい経済情勢の中で、利用者負担には限界があると私は思っております。具体的な金額、利率は出てこなかったんですけども、本来なら、私の立場から言えば、町費を投入してでも値上げは抑制すべきじゃないかという意見をする立場じゃないかなとは思ってますけれども、そこで、また1点ちょっとご提案がございまして、この町民の負担を少しでも軽減できるような、例えば新しい基金として町民生活安定化基金という、例えばこういうのを創設したらどうかという思いでございます。これは、財源になるのは普通財産の売却、町長、あまり売却するつもりがないようなんですけども、売却して得られる固定資産税の例えば半分を財源にするという、これ、ちょっと書籍というか島根県浜田市の久保田市長という方が書かれた本の中に役所の仕組みという書籍の中で紹介されておりました。こういうのもぜひ検討材料に入れていただければと思います。

続きまして、この基金の運用方法についてお伺いいたします。現在、基金の利活用において、利子収入はどの程度あるのか。また、利率はどの程度あるのかお伺いします。

次に、この将来的に安全性を確保した上で、基金の運用による利回りの向上、例えば地方債との相殺や金融機関の連携などを図る考えがあるのかお伺いいたします。基金は、先ほど金額出てきましたけれども、ためる、使うだけではなく、生かすという時代に入っていると思います。持続可能な自治体経営の観点から、基金を単なる余剰資金ではなく戦略的な財源として位置づけていくのか、町の方針をお伺いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、基金の運用方法についてお答えします。

後ほど、運用益とか利率については担当課長より答弁をさせます。

私の考え方としては、町の財産の運用については、基金のことも含めてなんですけど、地方自治法でご存じかと思えますけど、確実かつ効率的に運用しなければならないとの、安全性を確保する条項がありまして、それに従って現在運用を行っております。

基金の利回り向上についても、現状での安全性を確保した上での運用ができるか、あるいは債権については期限の問題もありまして、特に変動の激しい場合には短期間も考えられまして、リスクを考えていく中で適切な運用がどのような内容なのか考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（土屋典子君） 私から基金の利子収入、利率についてお答えします。

現在、基金は何本かに分けてそれぞれ1年間の定期預金で保管しております。令和6年度の基金利子収入は全体で2万8,088円、利率はほとんどが年0.002%でした。令和6年度においては、定期預金利率の上昇に伴い、より有利な利率を適用させるため、年度途中の7月に一部預け替えを行いました。金融機関の規定により、1,000万円を超える定期預金には解約時の利子がつきませんでした。それを考慮しても預け替えをしたほうが有利ということで実施した経緯がございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 先ほどの質問の中で、地方債との相殺といったことも少しお話がございましたので、その点について私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

令和6年度末の町債の残高でございますが、33億9,101万1,000円でございます。こちらについては、事業を実施するに当たり起債を起こすときに、事業への充当だけでなく償還に対応する交付税がどれだけあるのかを判断基準として起債の借入れを行っているのが現状でございます。

昨年度の決算の公債費につきましては、元金が2億9,044万9,232円、それから利子分が870万2,705円ございました。これに伴う基準財政需要額に算定される計算でございますが、1億9,547万3,000円ほどございまして、返した公債費の全体の65.3%が交付税として返ってくるという形になります。

起債償還の関係でございますが、通常ですと減債基金を繰り入れて償還をするという形になろうかと思っておりますが、今後事業を実施するに当たり、あまりメリットのない起債を借り

なければならぬ時代とか、それから利率がどうしても大きく、高くなってしまふとかいったことが今後想定されていますので、そういったときの活用として現段階での活用は考えていないといった状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 今の利率は0.002%ということで、もうほとんど昔のままついていない状況じゃないかなと思っております。

今もうどんどん金利も上がってきています。普通に銀行行って定期入れると多分0.6とかそれぐらいつくんじゃないかなと思うんですけども、ぜひとも積極的にそういうのを考えて、ぜひ運用というか活用していただきたいと思っております。

私の質問は以上で終わります。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

6番、遠藤嘉規議員。

〔6番 遠藤嘉規君登壇〕

○6番（遠藤嘉規君） 6番、遠藤嘉規でございます。

令和7年第3回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次の2点、1件目は津波警報発令時の対応について、2件目は女性目線の防災

対策について、以上2件でございます。町長及び関係課長の答弁を求めます。

津波警報の発令時の対応についてということでお伺いをいたします。

今年の7月30日、8時25分頃、カムチャツカ半島付近で発生した大規模な地震によりまして、9時40分に県内の沿岸部に津波警報が発表されました。これは翌日の31日午後4時半に津波注意報を解除したんですけれども、今回の地震に伴う津波警報、津波注意報は、地震から1日ほどたってから全てが解除されたということで、長時間にわたって対応を強いられたのかなというふうに思います。

そんな中で河津町では、避難者、また避難所の対応やその状況、町民の方、町外の観光客の方含めてどのような対応を行ったのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の津波警報発令時対応についてということで、避難所、避難者の状況の対応はということでお尋ねですのでお答えします。

少し繰り返しになりますが、お尋ねのように7月30日の午前8時25分頃、ロシアのカムチャツカ半島付近を震源とした地震が発生をしまして、県内では8時37分に津波注意報がまず発令されまして、その後に、9時40分に津波警報が発令をされました。町でも津波注意報発令後、8時55分に災害対策本部事前配備体制を取りまして対応について協議を行い、監視体制や住民や観光客に対する対応を進めました。

お尋ねの避難者ですとか避難所の状況等については、担当課長より答弁をさせます。

私からは以上になります。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 避難者、避難所の対応について答弁させていただきます。

津波注意報発表後、町の対応としまして、午前8時55分に災害対策本部事前配備体制を取り、津波警戒への対応策について協議をいたしました。その後、午前9時20分に海岸付近での避難者誘導、津波警報発表後、9時55分に自主避難の呼びかけを同報無線、防災メール、町公式LINE、ホームページで実施をいたしました。

避難所としましては3か所開設をし、津波警報発表後、午前10時25分に河津コミュニティセンターを駅周辺の滞留客用として、午前10時50分に保健福祉センターを自主避難者用として、午前11時に旧東小学校校舎を見高浜地区住民の避難所として開設をいたしました。

避難者数の詳細につきましては、最も多かったときで、河津コミュニティセンターが20名、保健福祉センターが7名、旧東小学校が40名でした。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

3か所の避難所を開いて、かなりの方が避難をされたのかなというふうに思います。

で、今回の津波警報の発令で、ニュース等々でもやっていたんですけども、全国的に結構いろいろと問題が起きていると。で、その中で特に気になった点が幾つかあるんですけども、避難をして、その夏の酷暑によって避難場所が暑すぎて熱中症になってしまって救急車で搬送されたという例、または、外国人観光客に言葉が通じなくて避難誘導に困ったというような例、で、公共交通が止まってしまって帰宅困難になったというような例、個人的に感じたのは、コミセンが避難所として開放されて20人ほど避難をされていたということなんですけれども、コミセンに避難者がいるよというような話を伺いましたので、実際にちょっと見に行ってきました。で、テレビとかラジオなんかの情報の提供手段が、コミセンの避難所には特に設置をされていないと。で、若い方はスマートフォンなんかを使って随時情報を得ていたんですけども、高齢の方なんかは、スマホを持っていないというような方は情報が取れないということでちょっと困っているというようなお話を伺いました。

全国的にそういったいろいろ事例があるんですけども、河津町においては、例えば暑さ対策、多言語対策、帰宅困難対策、情報提供等々、これはどのように対応をしていたのかお話を伺えたらと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問の全国で起きているような問題、河津町はどうだったのかということについてお答えします。

当時の状況については、先ほど担当課長が答弁したとおりでございますが、全体としては発令の時期が夏の海水浴シーズンでありまして、また、酷暑と言われる気象条件など数々問題があったと思っております。それは議員がおっしゃるとおりだと思います。その状況に応じて町としても対応できたものと考えておりますが、議員のお尋ねのとおり、全国の各市町の季節的な対応についての状況も違いますので、参考にできるところは参考に今後取り入れていきたいなと思っております。

議員がお尋ねの暑さ対策ですとか多言語、あるいは帰宅困難、情報提供などの実際の町の対応については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 暑熱対策、多言語対応、帰宅困難、情報提供について答弁をさせていただきます。

暑熱対策としましては、3か所の避難所全てでエアコンを稼働させ、旧東小学校校舎におきましては飲料水の配布をいたしました。そして、河津コミュニティセンターには外国人の方7名が避難されており、スマートフォンの多言語翻訳アプリで対応をいたしました。また、河津コミュニティセンターの避難者の中には、公共交通機関の運行停止により帰宅困難に見舞われた方が外国人を含む13名おられ、町内宿泊施設のあっせんも準備をしましたが、帰宅等の意向を示されたため、運行していた伊豆箱根鉄道修善寺駅及び伊豆市内宿泊施設まで職員により公用車3台で送り届けました。

注意喚起等の情報提供につきましては、同報無線、防災メール、町公式LINE、ホームページで午前9時20分と午前9時55分、午後5時4分の3回ほど実施しており、今後におきましてもいち早く正確な情報の提供に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

町の対応として、避難所にはエアコンが入っていたと。

で、外国人観光客含めて翻訳アプリを使って対応をして、13人の方を町の職員が送って帰っていただいたというようなことで、先ほど町長が、その全国の例なんかを参考にして改善したいというようなお話だったんですけども、その改善点について伺いできればなということ。で、今回の対応、夏の酷暑という部分においては、エアコンが使えたということで対応をしたというところで、で、帰宅困難の対応に関してなんですけれども、伊豆急が止まってしまって東海バスが止まってしまって、で、帰ることができなくなった観光客の方を役場の職員の方が3台の車で、電車が動いているところ、次の宿等まで送っていったというお話で、行政の対応としては、さすがは観光地の行政なのかなということ、手厚い対応を取ったのかなというふうに思うんですが、6月に河津町議会で能登のほうへ視察へ行って来たんですね。で、そのときに、和倉温泉の観光協会の事務局長さんのお話なども伺ったんですけども、能登半島地震のときは、民間の事業者が協力して、帰ることができなくなったお客様の脱出を支援したというようなお話を伺ってきました。

で、今回のパターンなんですけれども、伊豆急が止まって東海バスが止まって公共交通機

関がなくなったという状況で、カムチャツカ半島が震源で遠地津波によって津波警報が出たということで、多少時間も、津波が到着するまで時間がありますし、当然山間部の道路は問題なく通れる、国道414号は問題なく通れたというようなところが現状としてあります。

で、能登の例を考えると、その公共交通機関であったり宿泊施設、観光施設、行政等々でこれは連携をして、この伊豆の南部から帰宅困難者対策を事前に協議しておく必要がやっぱりあるんじゃないのかなというふうに強く感じました。で、これ、河津町だけの問題じゃなくて、この賀茂郡全域どこの市町も、これ絶対同じような問題が起きていて、対応を多分各市町されていると思うんです。なので、そのあたりも含めて、例えば県に音頭を取ってもらうとかそういうことも含めて、その対応策というのをしっかりと検討していく必要があるのかなというふうに感じています。これ、今後、対応としてやらなきゃいけないことかなというふうに思います。

で、外国人観光客向けのアナウンスなんですけれども、翻訳アプリを使って避難されている方とのコミュニケーションを取ったというような話なんですけど、一昔前は河津に住んでいて外国の方に会うというとき桜まつりの頃にしか見る機会はないのかなというふうに思うんですけれども、昨今見るのに外国の方を河津町内で見ない日はないというぐらい、結構歩いていらっしゃる方が多いと。で、そういった中で、これ、同報無線で多言語対応するというのは、正直これ現実的じゃないなというふうに感じるんですね。で、そんな中で、今回の警報への対応の中で、神奈川県藤沢市、江ノ島で、河津よりもはるかに多くの外国人観光客の方が訪れていて、その対応に地元の消防団の方が当たったと。で、地元の消防団の方は英語や中国語など多言語で呼びかけることができる拡声器というものを持っていて、それを使って外国の方の避難誘導を行ったというふうに話がありました。で、この拡声器なんですけれども、東京オリンピックをきっかけにして海外の方が多く来るだろうということで、外国人の方にも津波の避難誘導なんかを届けられるようにということで、日本語、英語、中国語、韓国語、4つの言語に対応して避難を呼びかけることができる拡声器というものを配備しているそうです。で、これを使うことによって外国人の観光客の方をトラブルなく高台に避難をさせたと。で、こういった道具があるのであれば、例えば河津なんかは、それこそ河津桜まつりの期間中、すごく多くの外国人観光客の方、来ますので、そういった観光客の方の避難等々を加味しても、こういった設備というのを町でしっかりある程度用意しておくというのは必要なのではないのかなというふうに考えます。

で、避難所での情報提供なんですけれども、同報無線使って定期的にアナウンスをしたと

ということで、LINE等々も使ってということなんですけど、これ以前、避難所での情報提供をテーマに一般質問させていただいて、避難所に避難されている方って、その都度都度新しい情報というのがないと、ものすごい心細い思いをされるんですね。で、特に町外の方なんかの場合は、なおのこと地元の土地勘もないですから、当然町からの情報というのも必要ですし、マスコミからの情報なんていうのも必要なんだなというふうに思うんですけど、その避難所に例えばラジオ一つでもいいですし、できることであればテレビとかでもいいですし、そういった外部の情報が取れるものというのを一つでも置いておくだけで大分安心感が変わるのかなというふうに思うんですけども、そういった備品の検討、こういったものはされているのか、そのあたりを回答願えればと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねの今後の改善点も含めた答弁したいと思っております。

今回の対応について、まず私の感想から述べさせていただきますけど、津波警報が出たということなんですけど、その到着が11時半の想定だったりとか、実感として地震、体に感じる振動がなかったものですから、町民の方もなかなか実感として津波警報というのが実感になかったのかなという、そんな感じもしました。そういう中で町の対応をどうしたらいいのかということで、いろいろな問題があったと私は思っております。

それで、近隣市町の連携なんですけど、大きくはなかったんですけど、実は河津町は、先ほど課長が申したように、コミュニティセンターにいる観光客中心とした方たちを、帰宅という希望があったものですから、送り届けることを町独自で行いました。これは、河津町は職員と協力していち早く、もう16時には河津を出発するような形の送り迎えができました。特に伊豆箱根鉄道の修善寺までが電車来ていたという情報があったものですから、そこまでは届けようと。実はそれまでは、開通すればこちらの電車を使えるかなと思って待機をしていたわけなんですけど、使えない状況があったもので、今後も開通しないだろうということで16時に判断をして、じゃ、送り届けようということで、それでワゴン3台で町の対応をしました。で、近隣市町よりいち早く河津は対応できたのかなと思っております。

で、その後、実は東伊豆町から協力要請がございました。これは、東伊豆町は多くの観光客が駅にいてということで、その方たちを何とかしたいということで河津町に協力要請があって、河津町のマイクロバスを東伊豆町に貸しまして、それで東伊豆町はそのマイクロバスと自分たちの確保したものを利用して修善寺に送ったという話は聞いております。下田市に

については、独自でバスを確保して対応したようでございますけど、ただ、時間的には大分遅くなったようなことも聞いておりますので、河津町としては、実情としては何とかうまく対応できたのかな、そういうことを感想としては思っております。

それで、改善点についてでございますけど、特に今のことも含めて大いにあったと私は思っております。特に避難指示の発令の件で、津波警報が14年ぶりに出されたとして、町の対応として状況を確認しながら自主避難として同報無線で広報をしたわけでございますけど、県内では多くの市町で避難指示を発令して対応をしておりました。新聞によると、県内で5市町が避難指示を出さなかったという話を聞いておりますけど、河津町もその一つの町ということで避難指示は出ませんでした。結果として河津町では大きな被害はなかったものの、今後は津波警報が出た時点で津波の浸水想定区域については直ちに避難指示を出したいと、反省として思っております。

また、津波の浸水想定区域の中のドラッグストアですとかコンビニなどの店舗なども、警報が出た時点で多くの店が閉めて従業員が避難している場合もあったことなどから、今後は商工会や観光事業者等と警報時の対応について協議する必要性を感じております。

また、観光客の対策についても、交通機関が止まった場合の臨時避難所の設置や警報の解除が遅くなった場合の宿泊や帰宅のための移動支援なども含めて、交通事業者等との災害時の具体的な総合応援支援体制の必要性も感じたところであります。

議員がお尋ねのように、賀茂地区だけではなく伊豆半島全体の問題でも、これ、ありまして、私は広域連携も含めまして交通事業者が加盟している、例えば美しい伊豆創造センターですとか、能登半島の地震を受けて既に7市6町で防災関係の検討を進めておりますので、その防災対策の一つとしてやっぱり検討すべきであると思っております。

また、議員がお尋ねの日本人や外国人にとっても情報の提供は重要であると考えますので、外国人向け避難を呼びかけるアナウンスの装置の導入については、今後の現状の中で必要かどうか、それも含めて考えていきたいと思っております。

具体的な幾つかの対応の例については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 今回の津波対策への改善点について答弁をさせていただきます。

まず、暑熱対策につきましては、これまで学校施設へのエアコンの設置を進めてきましたが、旧東小学校をはじめ開設した避難所の空調設備を有効活用し対応できたものと考えてお

ります。

次に、帰宅困難者対策でございますが、具体的な協議までは至ってはおりませんが、鉄道事業者には今後の津波対策について協議する必要性を口頭でお伝えをしました。また、今回の対策を振り返りまして、民間事業者と公共機関が一体となって対応を協議することが重要と考えております。

そして、外国人向けの多言語装置でございますが、ITを活用したものなど様々な装置があるようでございますが、導入するに当たりましては使い勝手、費用対効果などを考慮し、有効な装置か確認する必要があるというふうに考えております。

それから、テレビ、ラジオ等の情報を取得するような装置がない避難所につきましては、情報が取得できるよう検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

町長のお話でもありましたように、今回の対応について、おおむね町はかなり良好な対応をされたということで、で、その連携も必要なんじゃないというようなお話をさせていただきましたけれども、東伊豆町とはもう既に連携が取れて、そういう対応もされていたと。

で、エアコンに関しては、避難所に関しては、事前に配備済みだった学校のエアコンが活躍をしたと。

で、帰宅困難に関しては、今後、公共交通との対応を検討している。

で、多言語の装置については、これ多分いろんな種類の装置があるので、慌ててすぐにあれだこれだというのじゃなくて、実際に使っている自治体の話なんかも聞いていただいて、多分持っているところは、もっとこうだったらよかったのというような話もあろうかと思うので、そういったところをしっかりと調べた上で、もし購入されるのだったら検討を積極的にしていただきたいかなというふうに思います。

テレビ、ラジオ等の外部の情報に関しては、これは多分避難している方は本当に心細い思いをしていますので、若い方でスマホを持っていてというのだったらいいんですけど、高齢の方で旅行していてという方で、ちょっとそういうの得意じゃないという方は、多分出先でそういうのってしんどいと思いますので、何かラジオ1個でもいいのであるといいのかなというふうに思いますので、対応を検討していただけたらと思います。

で、今回のこれって夏休みの期間中なので、学校は特に関係がなかったんですけど、その

浸水域の対応ってということで考えると、学校、河津小学校の対応等々も今後絡んでくるのかなというふうに思いますので、その辺も含めて今回のいい経験として対応を検討していただけたらありがたいかなというふうに思います。

それでは、2点目の女性目線の防災対策ということで質問をさせていただきます。

先ほど来お話をしましたが、6月に河津町議会でも能登半島へ視察へ行ってきました。で、震災から1年半ほど経過しての視察ということで、随分遅いタイミングだなというふうに思われることもあるかと思うんですけども、能登では震災後、大雨によって被害が出てということで、議会の視察等もとっても受け入れられる状態じゃないというのが、かなり長時間、長期間にわたって続いていたので、このタイミングで行ってきたのは正解なのかなというふうに思うんですけども、それで、震災の被害地も見られましたし、大雨の被災地、二重にダメージを食らっているようなところも見てくることができました。で、和倉温泉では、その和倉温泉の観光協会の事務局長さんから、当日の様子、その後の対応等々のお話を伺うことができましたし、能登半島の一番先端にある珠洲市では、ボランティア団体の代表の女性の方から、当日の様子、で、仮設住宅の様子、実際その被災地、現場、仮設住宅の団地等々、見て回って、現地で説明等々をしていただきました。

で、この被災地の視察とその説明なんかを通してとても考えさせられたのが、その被災地での女性の活躍の部分ということで、で、改めてちょっと調べてみると、防災関係というのはどうしても男性が多い傾向があって、だけど実際に被災した現場等々のことを調べてみると、実はものすごい女性の方がたくさん活躍しているということが分かります。

で、質問なんですけれども、現在河津町において、その防災関連の組織だったり会議体だったりいろいろあると思うんですけど、そういったところでの女性の活動数というのがどのようになっているのかお伺いできたらと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の女性目線の防災対策ということで、女性の活動登録者数の話が出ておりますので、この点についてはどの辺の範囲まで言うか、ちょっと組織も分からなかったものですが、分かる範囲で防災の担当課長から答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 防災関連組織の女性登録数、活動につきまして答弁をさせていただきます。

まず、防災関連組織としましては、自主防災会、消防団、防災士会、災害ボランティアコ

ーディネーター連絡会の4団体が考えられ、この団体における女性の登録者数としまして、自主防災会が全体登録者数651名中65名、災害ボランティアコーディネーター連絡会が18名中5名、消防団、防災士会につきましては登録がございません。

また、活動内容でございますが、具体的には把握はしてございませんが、発生が懸念される各種災害に対する備えについて、それぞれの分野においてご尽力されているものと考えており、今後も引き続きお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

自主防で651人中の65名、災ボラで18人中の5名で、消防団と防災士なんかはゼロということで、有事の備えとして、その女性目線での対策ってすごく重要だなということを、調べれば調べるほど感じるんですね。

で、6月議会の私の質問の中で、今後の各地区での備蓄品、これを見直していくというような回答をいただいているんですけども、この被災地の話なんかを調べていくと、その備蓄品一つとっても、その女性目線というのがすごく重要だというようなお話を伺います。で、備蓄品というどうしても水、食料というところに目が行きがちになるんですけども、女性目線だから気がついたというものが実は被災地なんかの話ではすごく多々ありまして、ちょっと例を挙げていくと、例えば赤ちゃん用の備品だったり、生理用品だったり、プライベート確保用のためのパーティションだったりって、挙げたらきりがないぐらいいろいろあるんですね。で、その避難所の運営の中で実際にあった例として、その避難所、多くの方が避難して日々暮らしているわけですけども、どうしてもその地域の男性中心で運営されていた避難所、片やその避難所の運営に女性がすごく積極的に携わっていた避難所、そういうところで行政に対してこういうものが欲しいと言って声を上げるにしても、その挙げているもののバリエーションが違って、こっちの避難所では、あれもない、これもない、だけど被災状況だから我慢するしかないよねという状況になっている。片方の避難所では、赤ちゃん用の備品も含めてそれなりに支援物資が届いているというようなことが実際に起きていると。

で、河津町では、今後その備蓄品の検討を始めるというようなところがあるんだと思うんですけど、そのような話合いの中で積極的に女性に参加をしてもらって、女性目線での防災対策というのを進めていく考え、準備等々あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねの女性目線の防災対策ということでお答えします。

大変私も女性目線の防災対策、重要だと感じております。以前は防災課に女性職員が1人いたものですから、そのことによっても結構備蓄品なんかも、ミルクであったりとかそういう女性目線のものがほかの市町に比べると充実していたなという意識もあるものですから、当然担当も、今後やっぱりそういう目線で見られるような女性職員の担当も場合によっては必要なときもあるのかなということで、そんなことも前には感じたこともあります。

そういうことで、大変女性目線の必要性というのは私も感じておりまして、特に議員お尋ねの備蓄品ですとか、避難所での対応、配慮といいますか、それも含めて女性の目線というのは、特に女性だから分かるいろいろな視点というのがあると思うんですよね。その辺が女性目線の大事さというのは感じておりますので、そんなことも含めて、できるだけ今後はその女性目線の対応も含めて検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

女性目線を今後対応していきたいということで、前向きなお話をいただいてありがたいなというふうに思うんですけれども、先ほどその防災関係で従事している女性の方がどの程度いるんだというような話を伺いましたが、例えば防災士会なんかは、被災する前に十二分に準備をしていくというところで重要な役割のある組織なのかなというふうに思うんですけれども、その防災士会では現状女性の方はゼロと。全体的に見て、多いとは言えない状況なのかなというふうにちょっと考えるんですね。

で、一昔前は、その各地区に婦人会や何か組織されていて、ある程度女性が集まって組織だって動くというようなことができる下地があったのかなというふうに思うんですが、昨今だとその婦人会というのが河津町にどの程度残っているのかというのがあれですけど、かなり少ないのかなという中で、今後、例えば女性の防災士の人材育成、こういったものも必要不可欠だと思いますし、女性の防災のためのワークショップの開催だったりとか、そういった女性の防災意識を高める、事前に備えていただく、被災して避難所だといったときはみんな活動していくんだよというような、リーダーシップを取れるような女性の人材育成というのが必要不可欠なのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりを取り組んでいくという部分についてちょっとお話を伺えれば。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の取組の話だと思いますが、確かに女性防災士の育成も当然今後必要だと思っております。

ただ、私、先ほど申したように、女性目線の重要性というのは感じておりますので、とりあえず何ができるかなと考えたときに、町が当然本部を担うわけですし防災計画等もつくる部署でありますので、まず私は、本部要員であります役場の女性職員の有志によるワーキンググループで、災害時や災害対策の内容について再検討させることから始めたいなど、そういうふうに思っております。

特に職員については、前から私は申しておるように、各家庭の事情もあったりして、災害時に本当に本部要員として出てこられるかなという問題もあったりとか、特に本部要員であると同時に、女性は特に各家庭において重要な役割を担っております。特に子育ての部分でしたり介護の部分であったりとかいろんな部分で家庭の役割を持っているものですから、そういう本部要員の女性的な目線の中で災害時の対応について、ぜひ本部要員の女性職員に、その問題等も含めて、対応について、数々の課題について意見を聞きながら、町としてまず対応する検討をその辺から進めていくことが私は一番取り組みやすいことかなと思っておりますので、その辺を含めて今後ぜひ進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

防災の要である本部要員に女性を入れていこうと。で、女性の役場の職員の中でのワーキンググループも考えていきたいよということで、とても心強い回答をいただけたのかなというふうに思います。

内閣府から、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインだとか、自治体の地域防災計画における女性や多様性への配慮の明記なんていうようなことが、実際地方のほうでも言われているような内容になりますので、災害対応の要である本部で女性目線を持ってもらえるというのは、多分河津町の町民の女性の方々、いろんな方々に対して心強い対応をしていただけるような組織が編成されるのかなというふうに思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただいて、平時じゃないと有事に備えて頑張れませんので、取り組んでいただけたらありがたいかなというふうに思います。

以上で私の一般質問は閉じさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

13時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

[5番 渡邊昌昭君登壇]

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。令和7年第3回定例会開催に当たり通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式で質問いたします。

私の質問は、1問目、農業の振興対策について。

2問目、高齢者の交通事故防止対策についての2問であります。

町長、担当課長の答弁をお願いします。

それでは、1問目、農業の振興対策についてです。

河津町の農業従事者は、町の人口減少とともに減少の道を進んでおります。毎年、5人くらいの生産者が河津町農業経営振興会から脱退しているそうです。農業人口の減少は、河津町に限ったことではなく、全国的な問題でもあります。今回の通常選挙においても、米の価格高騰によるものか、各政党も農業者の収入の安定や持続的農業経営を国民に訴えてまいりました。前回の総選挙でも各政党は農業の発展を強く訴えておりましたが、状況としては変わっていないのではないのでしょうか。

河津町農業経営振興会は昭和50年に発足し、50年以上の歴史を経ておりますけれども、先ほどのとおり、会員も減少しております。このグラフを見ていただきたいんですけれども、平成18年には179名の会員がいたんですけれども、令和5年度には88人と半減してしまいま

した。若干解説も必要かとは思いますが、果樹というのは、この辺のものでいうとミカン、それからキウイフルーツなどが含まれております。それから野菜というのは、キヌサヤ、ノブキ、あとは葉物の野菜なんかも含まれております。そして花卉、カーネーションやその他の花になります。花卉、それから次がワサビですよね。ワサビは普通のワサビ。そして、イチゴですね。イチゴはそのものの野菜のそのものです。それから、林業とされているものは、林産物としてありますシイタケ、これが主な、干しシイタケ、生シイタケ、これが主なものになってくるかと思えます。そしてあとその他という形になりますけれども、これ、いろんな会員がいて、どんどん数字が減っているところなんですけれども、今現在、林産のシイタケについては会員がいない。シイタケ部会、これも振興会の中ではなくなっていました。それと、人数が減るとともに、このグラフを見ていただくと分かると思うんですけども、これ、今はJ A伊豆太陽ではないんですけども、この地区の東伊豆町と河津町の農産物の出荷金額になります。平成18年当時には11億、12億くらいの売上高があったんですけども、今は大体、大分減って10億を割ってしまっているというのが現状であります。

農業者の減少、すなわち農業の衰退というのは、この辺の主要産業の一つでもあると思うんですけども、農業が衰退するということであり、農業者が減るとことは、農業が衰退するということで、町の活気がなくなる、休耕作地、それから耕作放棄地の増大により、観光立町でもあるこの町の周辺地域の景観も衰退してしまっているということでもあります。私自身が農業経営をしている者なんですけれども、農業経営というと、まず収入の安定性、将来の経営環境の不透明さ、それから農業という職業にきついだとか汚い、もうからない、休みがないなどといった風評、これによって農業経営を継承する人が少ないのではないかと考えます。長年、行政マンとして働いてきた、そして町長として8年間見られてきた町長は、農業者減少を、この地域特有にこの要因、何がこういうことに原因があるのかな、このように考えているのか教えていただきたい、このように思います。

また、これまでも何度か質問してきましたけれども、農業者に対する支援策、若手の育成対策、これが実行されているのでしょうか。対策はなかなか見えてこないようなんですけれども、この施策がなされているのかお答えいただきたい、このように思います。よろしく願います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の農業振興対策についてということで、減少の要因ですとか、あるいは育成対策はということでお尋ねですので、お答えします。

まず、私に対する減少の要因はということでお尋ねですので、お答えします。

議員もおっしゃるように、やっぱり高齢化ですとか人口減少などの問題ですとか、安定した収入なんかもあるかと思えますし、経営上の問題もあるかと思えます。それよりも、やっぱり私は専業農家を継ぐ人がいないのが大きな要因ではないかと考えております。これは、町だけの問題ではなくて、大きくは国の問題でもあり、また農業振興施策や流通の問題もあるかと思えますし、近年は特に農産物の輸出も増加しているなど、外交の問題もあろうかと思っております。観光主体となっている産業構造の当町でございますけれども、景観や生産物の利用など、第一次産業の重要性は感じているところでございます。私も観光交流館やこらっしえなどで農産物や海産物など季節ごとに豊富な商品を見ておりますが、それぞれが立派に育てたものが大いに売れて、生活が豊かになればいいなと常々思っているところであります。とにかく、経済的に農業が潤わなければ、事業として成り立たないわけで、販売ルート的重要性ですとか付加価値のある商品の開発が重要であると特に思っております。

一方では、本格的な農業ではなくても、例えば会社などをリタイアした人が農地を活用して野菜を作ったりして、自家用や一部は販売して収入の足しにすることも、私はこれ、農地を維持していくためには大事なことであると思っております。

それから、支援策の関係でございますけれども、支援制度は国であったり県であったり、農業団体なんかのものも多いわけでございますけれども、お尋ねの点については、担当課長より詳細については答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、支援制度について説明をさせていただきます。

先ほど、町長からも言いましたとおり、支援制度につきましては、国、県また農業団体等、様々な支援策があるわけですが、全部はちょっと説明できませんので、町内で活用されている支援策ということで説明をさせていただきます。

まず、新規就農者育成総合対策経営開始資金補助事業、いわゆる青年就農給付金でございます。次世代を担う農業者となることを目指しまして、独立自営就農時に50歳未満の認定新規就農者に対し、1人当たり年間最大150万円を交付し、最長3年間交付を受けることができる制度でございます。令和6年度には2名が認定をされまして、今年度も引き続き交付する予定でございます。

そのほかにも、就農前の研修期間での研修に対します就農準備資金補助事業や経営開始時

に機械施設等の導入費用に対する経営発展補助事業等もごございます。JAふじ伊豆や県農林事務所、県農業振興公社等、関係機関と協力をいたしまして、相談や研修の紹介、補助制度の説明などソフト面でも支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

今支援しているところもあるんだよということで、幾つかの実施の施策、これ発表していただき、回答いただきましたけれども、これらがなかなか農業者のところに聞こえてこないというのが現状ではないのかなと思います。これが聞こえてくれば、もうちょっと親御さんにしてみれば後継者、これらにも声をかけやすくなっていくのかなと考えますので、情報発信、よろしくお願ひしたいと思ひますし、町長のおっしゃる耕作放棄地とか休耕地、これについては勤め人の方でも畑を作る、田んぼを作るということをしていただければ、大分休耕地が減るのかなと考えます。今年あたり、非常に考えますと、この年代と併せても、この当時作っていた田んぼが今は全然作られないで、耕作放棄地で年に二、三回草刈りをして終わっているというようなことが非常に多くありますので、ぜひ勤めをしている方でも、農業の専業じゃなくても、そういう自分で農地を持っている方には、そういうことをあっせんしていただいて、耕作放棄地、これを解消していただければいいかと思ひますけれども、町の事業、いろんな事業があるわけですけれども、その中に、今、地域おこし協力隊というのがいろんな事業の形で入ってきてくれております。地域おこし協力隊が来町して、各種の事業を支援してくださっているんですけども、農業の部門への協力隊員も定着しているのかなという、なかなか首をかしげるところが多くあると思ひます。協力隊員の中には、河津町で農業をやってみたいなと思ひている方もいると思ひますけれども、何をやったらいいのか、具体的に分からない方もいらっしゃるかと思ひます。作物によっては、農繁期がそれぞれ異なる、忙しい時期が異なるわけですけれども、これを町が農業に関心のある協力隊員を募集して、いろんな、ここにもこれだけ5種類ぐらい、今ばっと上げたんですけども、収穫の時期が異なったり一番忙しい時期が異なったりするものですから、それらの協力隊員をうまく振り分けをしてもらって、結果としていろんなことを体験、いろんな農業を体験してみて、自分の好みに合ったこの地にしかできないような農業というのが見つければ、それに就農できれば、協力隊もうまくこれになじんでくるのかなと思ひます。取組によって、隊員は自分に合った農業を見つける、これができるかと思ひますし、これができれば、農繁期の多忙な

時期に、先ほどから言っている高齢化の進んだ農業者、これに対しての支援、手助けにもなるのかなと考えますけれども、これらの支援という方、そういう形で協力隊員を分散するか使う、やってもらうというような形で考えることはできないのかお聞きしたいと思います。

さらに、農業の振興策として、当地の特産物、ここに先ほど言ったように、ミカンとか花とか、キヌサヤとかワサビ、それからあとシイタケだとかイチゴ、これもあるんですけども、これらのものに河津ブランドという言葉があるかと思います。これらを河津ブランドとして売り出せば、当地の農産物をブランドとしてブランド名をつけることによって、農産物の売り込みの後押しにもなりますし、また、それに従事する農業者の励みにもなるかと思えます。その上、加工品を含む農産物、これをブランド化することによって、ふるさと納税、これの増加にもつながっていくのではないかと、だんだん発展していくのではないかと思うのですけれども、農産物のブランド化、これについての推奨、これについてはないのでしょうか。未来に向けた農業についてですけれども、この2点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの地域おこし協力隊の関係と農業、農産物のブランド化について、少し答弁したいと思っております。

ここ数年、地域おこし協力隊の隊員を農業に絞って募集している例もございます。しかし、お尋ねのように協力隊員として理想を持って農業に取り組んでも、健康を壊す方ですとか、あるいは理想にかなわず離任する方も何人かおることも事実でございます。そういう意味で、農業は大変厳しい産業だなという感じがしておりますし、協力隊員の意識の問題とか、あるいは体力の問題等も絡んでくるのかなと思っております。

また、一方では農林業の協力隊員として3年間を過ぎて、役場職員として引き続き従事をして定着している方もいますし、現在も新たな作物の育成を目指して取り組んでいる協力隊員もおりまして、こういう方については今後の活動に大変期待をしている面も、そういう協力隊員もおりますので、今後に期待をしたいなと思っております。

議員がお尋ねのように、農業をやってみたい人は確かに私もいると思えますし、農繁期などを通してお試しの移住体験も含めて、そういう機会を生かすことが農業に触れる機会として大変いいことかなと思っておりますし、そういう機会をつくることも大事ではないのかなと思っております。町でも一部そういう取組をしておりますけれども、そういう機会を大事にしておきたいなと思っております。

また、後ほど協力隊の農業関係の活動については、担当課長よりもう少し詳しくお答えしたいと思っております。

農産物のブランド化の関係でございますけれども、これはブランド化についてはいろんな課題もあるんですけれども、特にやはり、最近では地球温暖化、気候変動の問題も絡んでおりまして、また従来の作物のブランド化というものもあるかと思えます。そういう面で、今後従前の農産物のブランド化ですとか、新規農産物のブランド化などもいろいろ、現在も取り組んでいるものもありますし、今後やらなきゃならないなと思っております。

また、先ほど地域おこし協力隊や民間事業者や町民の協力を得て、現在、アボカドですとかアマギアマチャの商品化に取り組みまして、アマギアマチャにつきましては、推進組織であります協議会の立ち上げを近々予定をしております。また、JAふじ伊豆農協と三菱食品では、ニューサマーオレンジの規格外品を活用して、クラフトビールや葛切りを商品化して既に販売をして、売れ行きは大変好評であると聞いております。農協でも規格外の材料を提供することで、農家の収入増とニューサマーオレンジの宣伝効果が大いにあり、期待をしているところと聞いております。

議員がお尋ねの幾つかの点については、担当課長よりもう少し詳しくお答えしたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、農業関係の地域おこし協力隊の定着についてと、農産物のブランド化について、産業振興課のほうで取組をしている事業について説明をさせていただきます。

まず、農業関係の地域おこし協力隊の定着についてということでございますが、農業振興対策としまして、地域おこし協力隊を令和6年当初で1名、途中で1名、あと令和7年度に1名、それぞれ合計3名採用をしてございます。支援いただいている農業法人と上佐ヶ野地区河津ブルーベリーの里に行って、施設の管理運営と新規農作物の植栽等業務を中心に活動をいただいております。あわせて、町内の農家へ手伝いに行き、農作業を体験したり、町特有の農作物の研究を行うなど、定着に向けた活動を行っていただいているところでございます。

現在1名は体調を崩したため、他業種での地域おこし協力隊の活動を行っておりまして、もう1名は隊員の申出によりまして今年9月末で活動を終了し、他業種へ就職することとな

っております。

さきに述べた支援策以外に、地域おこし協力隊の起業支援補助金等もございまして、結構起業にも有利かなとは思いますが、農作業の大変さとそれに見合った収入へのイメージがしづらいのかなというふうに感じているところでございます。農業への定着には難しい状況ではございますが、関係者と協力しながら定着に向けて進めていきたいというふうを考えております。

続きまして、農作物のブランド化についてですけれども、先ほど、町長が答弁したとおり、現在、産業振興課のほうではアボカドの産地化とアマギアマチャのブランド化を進めているところでございます。アボカドにつきましては、静岡県におきましても温暖化による気温上昇により、栽培可能な新たな作物として10年後の日本一の産地化を目指し、今年5月には静岡県アボカド産地化プロジェクトキックオフフォーラムが開催をされ、県試験場では既に県内で栽培されているアボカドの育成状況調査等を行い、今後の施策に反映させるべく進めているところでございます。

当町では、数年前から東日本での露地栽培による産地化を目指しまして、民間農業法人と協力し進めているところではありまして、現在、上佐ヶ野地区河津ブルーベリーの里園地の約半分の面積にアボカドを植栽し、露地での栽培状況を管理しているところでございます。収穫には五、六年かかるそうですが、販路の開拓等で採算ベースを確認し、産地化に進めていければと考えております。

また、アマギアマチャでございますが、地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因環境の中で育まれた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度、地理的表示保護制度の取得を目指し、推進協議会を設立し、活動していく予定でございます。静岡大学大学院生の地域おこし協力隊や大学教授の支援をいただき、取得に向けて進めてまいります。この制度を取得することによりまして、国による取締りにより模倣品が排除可能となり、ブランド価値が守られることとなります。今年度は世界お茶まつりや河津桜まつりでの広報活動や認証取得に向けた手続を行ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 現在、3名いた農業の関係の協力隊員が1名は体調を崩したと、1名は脱退して、残った1名については、もうこれ、彼女はアボカドの専門家というか、アボカドが大好きで大好きでという形で、河津町に協力隊として来たんだよということを聞いてお

ります。この方を大事にさせていただいて、ぜひ目指すところ日本一の、10年後日本一のアボカドの産地ということで名前が出ていただければ、必然的にブランドもついてくるのかなと、このように考えますので、ぜひ協力隊員も大事に育てて、うまく活用していただければいいかと考えて、未来に向けてお願いしたいと思います。

そんな未来ではありますけれども、近年、中小企業で個人経営の事業主、経営者の高齢化などにより、いろんところで廃業せざるを得なくなっているそうです。商工会議所や信用金庫が積極的にそれらの事業の継承を公募して、マッチングしたりしております。JAが中心となって農業継承を進めてはいるんですけれども、その効果がやっぱり見えてこないというのが現状ではないでしょうか。JAが巨大化して、農業者との関わりが少なくなっている今だからこそ、地域に根差した役場の情報提供が必要かと思います。

町内を走ってみれば、使われていないビニールハウス、収穫を諦めて木なりになっているミカン、この黄色く色づいたミカンがそのままあるということ、あちこちで見受けられています。これをうまく情報を提供できれば、高齢化により農業を諦める方たちと就農希望者とのマッチング、これができ、早期にこうした形で就農できれば、今でも木は植わっているわけですから、ミカンなんか、柑橘なんかそうなんですけれども、木は植わっているわけで、管理をしていないから出荷ができない。これをうまくマッチングすることによって、もう育成期間がほとんどなくて、次の年からはもう収穫ができるというふうに考えれば、これほどいいようなことはないのかなと思いますけれども、日本でここにしかできない農業を希望すれば、これまでにもどのような、このようなことを情報を提供することが必要なのではないのでしょうかということを私は訴えたいと思います。空き家バンクのように、ホームページで情報の提供、積極的に行ってもいいのではないかと考えております。そして、先ほどの協力隊員に、これを見て事業継承を受けたい、その前にお試しとして協力隊員としてそういう仕事をやってみたいよという方がいれば、事業継承へもうまくつながっていくのではないかなと考えますけれども、今後、そのような計画はしていきませんかということです。

そして、あと最後に、町は伊豆縦貫自動車道建設後排出された多くの土砂を利用して、今度見高地区に農業用の大規模な農業用地を造成するという話ですけれども、その土地利用を希望する農業者、これは実際にもう手を挙げている方がいらっしゃるのかなと思うことがまず1点です。そして、これからの農業経営も将来にわたってこれをブランド化して河津町という名前を使って、うまくこれを伸ばしていくと考えていきますと、個人事業ではなくて、農業法人として河津町の風土を利用した作物を作って、ブランド化して未来につなげていく

ことが必要だと考えます。農業の法人化についてどのようにお考えでしょうか。また、それらの指導というのは役場としては関わっていきたくないのでしょうか、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員の事業継承の問題と伊豆縦貫道の発生土を活用した造成地の農業法人等のことのお尋ねですが、どちらかという、地主の問題もありますので、どういうふうに関活用していくということだけで、ちょっと答弁差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まずは、事業継承の問題でございますけれども、これは冒頭にも申し上げたとおり、大変大きな問題でありまして、いかに事業が継承するためにはどうしたらいいのかというのが大きな課題でありまして、特に経営の問題であつたりする中で、国や県、町などが本当に真剣に考えなきゃならない大きな問題だと思つております。農業という、これまで議員がおっしゃるように、過酷な作業のイメージや特に近年では異常気象などの自然に左右される厳しさもある中で、農業のよさも私はあると思うので、地域おこし協力隊や移住・定住も含めた外部からの確保や農業での生活が成り立つためのブランド化ですとか、高付加価値化、気候変動に対応した新規作物の開発など、大変重要なことであると思つておりますので、そういうことを含めて、今後事業継承対策を進めていければなと思つております。

また、県や町の制度については、後ほど担当課長より答弁させます。

次に、伊豆縦貫道の発生土を利用した造成地のことでございますが、お尋ねのように見高地区では、今、今後発生される予想であります伊豆縦貫自動車道路の工事の発生土を活用した土地改良事業が県によって行われております。完成しますと、一段の広い農地の活用が図れ、また、今虎丸と田尻地区と2か所でやっておるわけでございますけれども、特に田尻地区では国道に面しておる立地条件も恵まれていることから、議員がおっしゃるように法人による農業経営なども私としては期待をしているところでございます。今後の予定などについては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、私から事業継承対策についてと、あと伊豆縦貫自動車道整備による発生土を活用した農地整備事業について説明をさせていただきます。

まず、事業継承対策でございますが、現在ある制度ではございますが、静岡県農業振興公

社が農地中間管理機構といたしまして、農地バンクを活用したマッチング事業を行っているところでございます。その他、新規就農相談や支援を行っておりまして、JAや賀茂農林事務所、農業委員会と協力をいたしまして、情報提供しながら進めているところでございます。

また、今議会に補正予算を計上してございますけれども、荒廃農地再生集積促進事業補助金事業の制度を活用し、2名の認定農業者、認定新規農業者が県の内示を受けるなど、荒廃農地の再生に向けた取組が、多少ですが見られるようになってきております。

続きまして、伊豆縦貫自動車道整備によります発生土を活用した農地整備でございますが、見高地区田尻と虎丸地区で進めておりまして、見高地区基盤整備推進協議会を立ち上げて換地設計基準書（案）、従前の土地及び換地評価基準書（案）を作成、承認をいただいております。今年度は、県が行う県営中山間地域農業農村総合整備事業の国認可に向け、営農計画の作成と事業計画の地権者同意の取得を行ってまいります。縦貫道の進み具合によりますが、令和9年度から整備に着手する予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） こういう言い方をしたら失礼ですけども、着々と、少しずつは進んではいるのかなということ、今初めて聞いたものですから、ぜひ積極的に進めていただきたい、このように思います。これであと10年、20年たつて、農業をやっている人がなくなるよということがないように、ぜひ河津町でも農業が盛んになってきた、これが実感できるようにしていただきたい、このように思いますし、同じ農業人がいるということだけで、作る品目は違っても相談できますし、仲間意識、これも生まれてきます。農業の中では、意外と個人で作るものが多いものですから、仲間意識、これが生まれることによってさらに農業が発展するのではないのでしょうか。農業がこれからも発展していくというように、いろいろな施策、これの実施をよろしくお願ひしたいと思ひまして、次の質問に移ります。

高齢者の交通事故防止対策であります。

ニュースを見たんですけども、本年6月11日に岐阜県の中央高速道路で99歳の高齢者がインターチェンジで入り口を間違え、高速道路を3キロ以上逆走し、トンネル内で走行車と衝突し、相手方に大けがを負わせるという事故が発生しました。この事故の背景に、この事故の当事者、99歳の高齢者と別居中の家族は、これまで免許の返納を勧めてきておりましたけれども、事故を起こした当事者は買物や通院に不便ということで返納に至らず、このような悲しい悲惨な事故が発生してしまったということです。高齢化が進み、高齢者によるこの

ような交通事故は決して他県やよその地区での事故ではない、このように思います。

賀茂郡下において、この伊豆縦貫自動車道の河津七滝インターから河津逆川インターまでの伊豆縦貫自動車道については、これ、賀茂郡で初めての自動車専用道路となるわけですが、この地域の皆さん、運転手の皆さんは、この道が自動車専用道路という認識をまず持っているのかなと、この辺から考えます。私の聞いた限りでは、これまで逆走というか逆行の通行の通報はない、このように聞いておりますが、自転車による通行の通報が警察に2件ほどなされたということです。また、私自身、本来通行できない125cc以下の第2種原動機付自転車が入っていく、通行していくのを目撃したことがあります。この地域で初めての自動車専用道路であり、道路の入り口や大鍋地区、逆川地区への入り口の標示が初めてなんだから、もっと優しくしてもいいんじゃないかな、標示があってもいいんじゃないかな。交通安全対策は警察に任せておけばいいのかということを見ると、そうではないかと思いません。

そんな中で、少子高齢化が進み、免許の保有者の平均年齢が進んでいる。昨今、交通事故の総数自体は減少傾向にあると言われておりますけれども、果たして運転者の技術が向上した、これによるものでしょうか。危険防止、危険回避装置の設備のある車両が市販されるようになって大体10年くらいになろうとしております。多くの事故の中でも、これまで追突事故が多かったのですけれども、危険防止装置の設置により、軽微な追突事故は回避されてきたのではないのでしょうかと考えます。

そんな中でも、高齢者によるドライバーの事故、これは多く発生しております。この図、グラフなんですけれども、左側半分、これが60歳から高齢の方の事故当事者の発生グラフになります。これ、警察の発表で令和6年度の発表になるそうですけれども、このように高齢者の方が半分以上の方が事故の当事者になってしまっているということです。これを考えると、これまで各地域でシニアクラブなどで警察署の交通指導員の方が安全講習などを行ってきておりましたけれども、近年、シニアクラブが解散されて、シニアクラブが残っている地域、これもすごく少なくなっているのかな、このように思います。

このようなシニアクラブのよく講習なんかをやっていたんですけれども、このような講習を受ける機会が少なくなっていると思いますけれども、道路交通法、この間にも何度か改正され、その周知が難しい今だからこそ、交通安全教室、このような周知の機会が必要ではないかと考えております。ドライバーのみでなく、自転車の運転手も事故の当事者となりやすい。自転車も今はヘルメットの着用、これが推進というか、義務づけられているのかな、努

力義務なのかな、なっております。町として、交通安全教室などの場所を提供しているのか。このような開催する計画があるのか。これについて伺いたいと思いますけれども、もしそれらが行われているのであれば、どのくらいの高齢運転手、これが出席しているのか、出席人数ですよね。受講人数、回数、内容について質問したい、このように考えます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の高齢者の交通事故防止対策についてということで、安全対策の実施状況等でございます。

特に、高齢者向けの交通安全教室などの状況については、担当課のほうで把握しておりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 交通安全教室等の安全対策の実施状況について答弁をさせていただきます。

高齢者向きの交通安全教室の町単独での開催はございませんが、各団体と共催で啓発活動を実施しております。活動の内容でございますが、交通安全協会下田地区支部の婦人交通指導員、それから交通安全協会河津町分会の分会長、それから分会の女性部員及び町の3団体で毎年町内の1地区を選定し、その地区内で高齢者単独世帯を中心に、訪問での交通安全の啓発を行っております。昨年度は見高入谷地区を対象に60件、令和5年度は下峰地区で40件、令和4年度は笹原地区で40件に訪問をしております。

この啓発活動は、今年度におきましても引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、初めて聞いたんですけれども、各地域を抽出して訪問での啓発活動を行っているということなんですけれども、何もやっていないのかなと思っていたんですけれども、少しはやっているんだなということを今初めて感じたんですけれども、これが少しでも件数を多くしていただいて、多くの方にまた来たのかよと思われるぐらいになれば、啓発活動もうまくいくのかな。またいろんな機会を捉えて、交通安全について啓発していただければ、交通事故も少しは減少するのかなと考えております。

それで、事故防止のために何が必要かということを考えると、やっぱり指導と取締り、これ警察にいたときから言われていたんですけれども、やっぱり指導と取締り、これの両方が必要なんだよと言われてきておりましたけれども、取締りについてはこちらでできることで

はないんですけれども、指導は先ほど言ったような交通安全教室だとかの指導、これによって交通事故を少しでも減らしていけるのかなと考えておりますけれども、そんな中で、高齢者による免許返納という話があります。今、見にくいんですけれども、すいません。町内ではここ数年、令和3年から数年取っておりますけれども、年間30人程度のドライバーが免許証を自主返納していらっしゃいます。免許返納者がこれなんですけれども、令和6年、令和5年ということで、30、30という形になっています。高齢者に起因する交通事故が多い中、高齢者になりますと、視力の衰えだとか反射神経の衰え、身体機能の衰えなどから、若いときのように運転することが難しくなっている方もいると思われまして、私自身、先週、免許証の更新をやったんですけれども、大型免許の深視力の検査には大分苦勞した、こういう感じがあります。免許返納の必要性を自覚している方もいらっしゃると思いますけれども、やっぱり買物が不便、通院が不便といった理由により、免許証の返納に踏み切れない方も多くいるのではないのでしょうか。運転者によって様々ですけれども、危ないから私は夜は運転しないよとか、運転するのは町内だけとか、遠くには行かないよなどという声はよく聞きます。だけれども、運転することには変わりはないわけですね。先ほど来、高齢者に起因する交通事故が多いと言われている中、事故防止、警察や公安委員会の仕事かもしれませんが、危険な運転手に対しては、車両の運転は控えてもらうことが必要だと考えます。町として、今後どのように免許証返納を進めていくのか、その方策について何かあればお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、免許返納の推進ということでお尋ねですので、お答えいたします。

ご存じのように、高齢者の事故が全国でも多く発生しておりまして、町内でも65歳以上のお年寄りが約43%以上を占めておりますので、当町にとっても運転者の高齢化と事故についての対応については、今後大いに心配をされるところでございます。最近の町の交通安全対策委員会の中で、警察の方が今年前半の交通事故の発生状況を資料として説明していただきましたけれども、県内の平均が65歳以上の方が起因する事故が30%が平均だそうです。河津町は50%以上だということで、要は下田署管内では高齢者の事故が多く占めているなど、県の平均よりも倍ぐらい占めているということが、警察の方のこの間の対策委員会でも発表がありましたので、そういうことで、交通事故についても高齢者の起因する事故が多いんだということが話されました。

そういう中で、先ほどグラフにもありましたけれども、返納者の数、議員がおっしゃるように約30人ぐらいが毎年河津町で返納しております。私が持っている資料ですと、これは南伊豆の姿とって、県の振興局が作っている資料でございますけれども、これ賀茂地区全体の資料が出ておりますけれども、令和5年度までなんですけれども、河津町が議員の資料と同じ30人。ただ、1,803人65歳以上がいるんですけれども、そのうちの30人というと1.6%でございます。ただ、河津町は30人というのは率としてはほかの町に比べると、率としては多いほうでございます。県下の平均が2.0で、河津町は1.6なんですけれども、ほかの市町だと1.0というところもあったりとか、まだまだ進んでいないというような状況がちょっとこの表を見ると見られるのかなと思っております。ただ、河津町は伸びているというのが少しい点かなと思いますし、ただ、このままでは私はいいいとは思いませんので、今後やっぱりどうして返納者を増やしていくかということが、先ほど申したように町にとって重要なことだと思っております。

特に、私どもが今進めているのは、免許返納を進めるためには、どうしても公共交通機関の確保に努めなきゃならないと、そのことによって免許返納が進むのではないのかなと、そういうことで、公共交通機関の対策を進めているという一面もあります。特に、高齢者の移動手段がないために、なかなか免許返納ができないという事情があったりとか、決断ができないということもありますし、家族が言ってもなかなか本人が決断できないということもあって、一方では、交通事故の危険が家族にとって大変心配なところもあったりして、きっかけもあると思いますので、そういうことで、公共交通機関の充実が免許返納に少しでもつながればいいなと思っております。

そういう中で、今回の補正にも上げてございますけれども、例えば70歳以上の移動については、お出かけ支援タクシー事業が有効と思われまますので、ぜひとも活用を促しながら、免許返納の部分についても今後も進めていきたいなと思っております。

特に、私が思うのには、免許返納にはご自身の決断が大事であると思っておりますので、ご家族も含めて交通事故の悲惨さですとか万が一のときの責任の重さも含め、機会あるごとにこのようなことを訴えながら、免許返納を進めていきたいなと思っておりますし、併せて公共交通機関の充実についてもこれから進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 通告の中に、私自身も免許の返納に関しては公共交通の必要性、これ

の充実、公共交通の充実、これが免許返納に一番つながるのではないかと、このように考えますので、ぜひ公共交通を充実させていただいて、免許を返納しても生活に困らないんだという河津町にしていただければ、免許の返納が進むのではないかと。このように考えております。交通事故の防止には指導と取締り、これによるところが大きいとされておりますけれども、取締りは警察に任せるとして、指導を積極的に行って、交通事故が1件でも少なくなることを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

14時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

令和7年第3回定例会に一般質問を通告したところ、議長からお許しをいただいたので、一問一答にて質問させていただきます。

私の質問は、民生委員児童委員の活動に関することと、第5次賀茂地区障害者計画に関して2つと、それから伊豆縦貫道区間ごとの開通に向けて河津町の対策はどうあるべきかということについて、町長、副町長、教育長、担当課長にお尋ねしていきますので、お願いします。

少し前のうれしい話が、河津町民生委員児童委員の活動が全国表彰を受けました。高齢者へのサロン活動への参加応援、お弁当の調理と配達による見守り活動、それら高齢者への対

応に加え、障害者社会学級の行事の参加支援など、障害者が親亡き後に地域で安心して暮らせる環境づくりに努め、支え合いの仕組みや地域福祉の推進活動が評価されました。すばらしいことで頭が下がります。社協さんや委員さん、ボランティアを含めて、障害者の料理教室や社会見学旅行、バーベキュー大会などの仲間づくり、今は少し中断しているそうですが、視覚障害者への音声サービス、夏と年末の慰問活動などいろいろ取り組んでいただいております。どれも自助、共助の範疇で、親亡き後の将来的に役立つ取組であると思っています。

私ごとでちょっと少し恐縮ですが、過去、私が重度障害者の施設に勤めていたときに、ほとんどの親御さんが子供より先に死ぬわけにはいかないとか、願いは子供の死を親が見届けるんだと言います。どれだけ障害を持つ子供の先行きに憂いを感じているかという現れです。ここでいう子供というのは、皆さんちっちゃい子供と思われるかもしれないけれども、大人の子供も、親から見れば大人の子供もいるということです。親亡き後の障害者の生活に関して、民生委員児童委員や社協さんの貢献は、自助、共助の取組であるが、河津町の公助としての取組や施策の今後計画があれば伺いたい。お願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島正男議員の、きっかけとしては民生児童委員の全国表彰に関しての親亡き後の障害者の生活に関しての町の公助の計画についてということでお尋ねですので、お答えします。

確かに、いろいろな家族の環境や生活の変更によりまして、障害者の置かれる状況というのは異なると思います。お尋ねのような状況に対する町の考え方ですとか対応については、担当課長より答弁させますのでよろしくお願いします。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

北島議員から先ほど紹介いただいたように、河津町民生委員児童委員協議会が全国表彰を受けたことは、日頃より社会福祉協議会や民生委員協議会の地域での活動の積み重ねた結果と感じております。こうした活動のきっかけには、まさに自助、共助の推進となっておりまして、共同体というべき地域のつながりがあってこそと感じているところでございます。町としても、協議会としても、公助として包括的に民生委員協議会の活動と連動していきたいと考えております。

また、親亡き後の障害者への対応ということでございます。障害者が単独となり生活して

いくということは、北島議員がおっしゃったように、親としては心配な面ではあるかとは思いますが、障害の内容や個別の事情にもよるとは思いますが、現在、障害者を取り巻く環境としましては、施設サービス、通所サービス、相談支援等様々な制度の下、サポートは充実されているとっております。最終的には障害者とはいえ、先ほど言ったように高齢となれば、介護保険施設や高齢者のサービスへの移行にもなります。新たな計画や施策ということはありませんけれども、現状でも制度的には整っているというふうに私のほうは認識しております。

いずれにしても、河津町といたしましては、今の現状の体制としまして、福祉介護課、そして健康増進、そして教育委員会、そういったところと一体的に、また横断的にサービスを展開できることが可能と考えております。

また、先ほど社協の活動もそうなんですけれども、下支えとしまして紹介がありましたような民生委員さんの本当に日々の活動によって下支えがあって、そういった私たちの公助の下支えのために活動していると思っておりますので、そういったことを改めて感じているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろ考えていただいているし、行動もされているということで、少し安心するんですけども、基本的に、民生委員児童委員さんの活動とかと並走しながら、役場も公的なものとして制度の中でいろいろフォローまたは並走していただけるということで、いいと思います。

第5次賀茂地区の障害者計画を見ると、賀茂地域の1市5町で障害者福祉に対応しようということです。これって地域間の距離があって拠点があるデメリットというのはあるんですけども、地域で多様な福祉を講じていることはよいと思う。その中で、今、町長も課長も答えてくれたように、河津町は何を担うのかが問われていくんじゃないかと思えます。今やっていることにさらに役場の活躍をお願いしたいと思えます。

河津町の障害を抱えている人って今現在406人います。この方たちの生活が法律で守られながら、共生社会の実現に向けて差別なく社会参加できるよう社会的障壁を取り除いていくことがかなうとよいです。この間、役場も議員も町の団体や企業が多大な協力をしてくれたイベントのみんなでみんなの盆踊りがありました。そのときに、賀茂郡の障害者通所施設に通っている複数の人や車椅子の人が参加してくれました。障害を持つ親御さんからは、この

イベントと一緒に踊れてよかったみたいな感謝のコメントが社協の職員にあったようですが、ほかにも、障害者じゃないけれども、部活帰りの制服の学生さんや仕事を終えたライフセーバーの皆さんとか、外国の方のグループが浴衣で踊ったり、高齢者や子供たちの多くが参加してくれました。みんなでみんなのタイトルのとおり、これも小さな共生社会といえます。障害者だけでなく、性、年齢、国籍、地元、移住者などが一体になる河津町らしい共生社会の場が当たり前が増えていくために、さらに役場の役割が必要だと思います。

次に質問です。

第5次賀茂地区の障害者計画などに沿って質問をさせていただきます。

過去この場で質問や提案をしたことの3件をまとめて、その後どうなったかも併せてお尋ねします。

その1、福祉避難所の整備。

障害のある人が安心して避難生活を送れるよう、各市町で福祉避難所の整備を推進すべきと賀茂地区障害者計画にあります。以前、この場でこの件を質問しました。要配慮者に対し検討に値するとか、広域で考え、県と対策するのがいい。また、ホテル、旅館がそういう福祉避難所になるのであれば、要配慮者の生活が可能であれば有効で検討していこうという回答をいただきました。これは昨年3月にありましたが、その後、福祉避難所の整備など可能性はどうか。

その2、道路環境の把握と整備。

障害者が安全に外出できるように、歩道の整備を推進すると賀茂地区障害者計画にあります。前回のこの場、6月に自立で社会参加するシニアカーなどの活用者への配慮として、道路の安全性を高めてほしいとお尋ねしました。そのときは、安全な生活のためには必要だ。毎月の点検で破損箇所は修繕しています。はみ出る垣根や樹木は適正な管理をお願いしていると回答いただきました。その後、シニアカーや電動車椅子やベビーカーの目線でのチェックはどうか。安全な通行ルートのご案内や注意喚起の表示はどうか。修繕した箇所はありますか。最新の4年間で電動車椅子やシニアカーの乗車中に、17件の死亡事故が起きているというデータがあります。過日の子ども議会でも道路の穴、これは結果的に目的のある穴でしたけれども、道路の穴はつまずいたり傘が刺さったり、早めに塞いでほしいと質問がありました。前回、6月の質問以降、道路の安全性向上の改善はいかがでしょうか。

その3、自治体における雇用の促進。

障害者雇用の促進に関する法律、障害者雇用促進法に基づき、行政機関の障害者雇用の推

進と行政関連業務における就労の場の確保に努めると賀茂地区の障害者計画にあります。昨年6月、この場で障害者雇用の法律を守らない賀茂地域の一つの自治体に、厚労省は勧告を出し、自治体名を公表したことを言いました。そのとき、河津町は法定雇用率2.8%をクリアし、3.01%とちゃんと法律を守っています。採用ご担当の総務課をはじめ、配属先での仕事環境の配慮などいろいろお察ししますが、今現在、役場の法定雇用率は守られているのでしょうか。

以上、福祉避難所の整備、道路の安全性の向上、役場の障害者雇用3点についてお伺いします。お願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の第5次賀茂地区障害者計画の対応について、3つほどお尋ねですのでお答えします。

まずは、福祉避難所の整備についてでございます。

昨年、南海トラフの地震臨時情報発令時の事前避難のときにも、重要であるというのを認識は持っておりますが、実情は障害者だけではなく、要介護者などの避難場所としてどのような場所や介助者も含めて対応の必要性を考えなければならないと思っております。現状では、公共的な施設としては保健福祉センターが一応避難所機能と介助者などの受入れ施設として整備をされております。その後の対応状況については、担当課長より後ほど答弁させます。

また、道路等の関係は、今年6月の第2回の定例議会から約3か月となりますが、お尋ねのその後の対応状況については、こちらも担当課長より答弁させます。

それから、自治体における雇用の促進についても、障害者の雇用率、役場における障害者の雇用率について、担当課長よりそれぞれ答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから障害者の避難所ということでお答えさせていただきます。

まず、昨年3月の答弁の中で、その後の整備ということなんですけれども、現在、宿泊施設などの避難所としての可能性ということで、広域の検討をとということでしたが、現状では、広域の取組ということは申し訳ないですけれども、進んでおりません。しかしながら、先ほど町長が言いましたように、避難所の運営としましては、災害の規模や想定にもよりますが、

現状では基本的にエリアを設定された避難所を使用することを考えております。その中でも、障害者に対しましては、即応性の高い避難所としまして役場の福祉センターを中心に備えております。基本的には、障害者などにも配慮された施設、建設物ですので、また、常時介護サービスとして、デイサービスなども行っております。そうした面で、機能的には十分備えていると考えておまして、障害者の避難にも様々対応できると考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは道路の修繕等の対応状況についてお答えいたします。

前定例会で述べましたが、建設課では月に一度主要道路の点検を実施するとともに、地区からの要望等に基づき点検をしております。4月からの対応状況ですが、路面に関わる修繕は業者が施工したものが9件、発注済みとなっており、これから施工するものが10件、直営で穴等を修繕したものが約20件となっております。なお、注意喚起等は考えておりません。

また、地区要望箇所を確認しましたので、今後予算の範囲内で必要に応じて修繕を実施していきます。本定例会に地区要望に対応するための補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから役場の法定雇用率について説明をさせていただきます。

国が定めている法定雇用率でございますが、現在は2.8%ということで、令和7年4月からは3.0に上がるという形も聞いてございます。現在、令和7年6月現在の河津町役場の法定雇用率でございますが、3.96%となっており、基準についてはクリアしてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 福祉避難所については、いいお答えをもらったと思います。ほかの市町ではそういう場所がないのか知りませんが、旅館とホテルと提携していろんなシミュレーションや練習会とかをやっているようですけれども、河津町の場合はそういう広域ではなくてエリアごとに考えていく、例えば福祉センターで考える、それはもうそういう場所

があって、それが使えるならそれにこしたことはないと思います。そういうところで役割を果たせるなら、効率的でよいと思います。

例えば、そのようなお考えがあるのであれば、必要な物資、機材、運営人材、個室にできる機材などを用意して整備をしていただけたらと思います。そして、利用予定者の把握と移動方法も含めて理解を図るところまで、いざというときに備えていただきたいと思います。

道路環境の把握整備については、建設課のほうで鋭意努力してくれていると。早速いろいろ対応しているといつて、今までもそうしていたんでしょけれども、今回もそういういろいろ対応してくれていると。道路の修繕が既にもう9件もやってくださったということで、いろいろいい動きだと思います。今月末にはシニアカーの体験試乗会が役場と社協さんでやっていただけるということですが、これって自立を促して社会参加ができるということと、先ほど、他の議員の質問の中にもありましたように、免許返納者というのは毎年30人ずつ増えているということで、免許返納後の引き籠もり防止にも役立つということで、シニアカーの体験試乗会というのはとてもいい企画だと思いますし、ニーズの先取りだと思っています。

そのようなことで、シニアカーや電動車椅子、またはベビーカーを含んだ移動手段で社会参加する人が増えていくとすれば、安全な道路づくりや注意喚起表示、動線の案内などますます重要になって、悲しい事故が起こらないように、今までもこれからも引き続きご努力していただければ助かります。

もう一個、自治体の雇用促進につきましては、3.96という数字って、これすばらしいですね。全産業、自治体じゃなくて全産業の法定雇用率の達成割合って、約半分しかないんです。半分しかなくて、その半分は達成していない分、いわゆる民間企業は罰金を払っているんです。その罰金はちゃんとして雇用しているところに補助金として出てくるというやり方をしているわけです。障害者雇用の企業の考え方も変わってきておまして、障害者の能力や個性を生かした仕事をつくるということで、外部委託していた事務作業の一部を戻し、障害者社員が担当するとか、バックヤードではなく客と接するフロント配置とか、障害の度合いにもよるんですけども、少し変わってきているようです。河津町役場で障害を抱えながら働いている職員が長く働けるといいと思っています。

次の質問をします。

障害者に関する一般の方へのアンケート回答に関連してお伺いします。

賀茂地区福祉計画の調査で、福祉関係のボランティア活動をしたいと思いますかの問いに

対して、「ぜひ活動したい」と「できれば活動したい」と答えた人は38.4%。その逆に「全く活動したくない」、「あまり活動したくない」というのは51.1%。活動したくない、福祉的な活動はしたくないというのが大きく上回っています。これ、賀茂郡の調査ですので、河津町だけでアンケートをしたら、このような結果にならず、福祉ボランティアをしてみたいが上回ると信じたい。なぜこのような結果になるのか、情報不足なのか、施策の不足なのか。ユニバーサルビーチやアイマスクでの視覚障害の体験、車椅子乗車と介助の体験など、新聞紙上ではそのような記事の割合は多いと思います。河津町では、社会的弱者に対する福祉ボランティア活動が非常に多くあります。今後、福祉ボランティアをしたくないのボリュームが増えてくれば、現ボランティア活動が衰退して活動できなくなる。河津町では、学校の教育の一環で福祉ボランティアの重要性や共助の考えや福祉ボランティアの体験など、情報や行動はいかがでしょうか。桜まつりの機会でおもてなしの心は十分あるんだけど、思いやりの気持ちも高めてほしいが、教育現場でのそれらのカリキュラムの現状はいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの福祉関係のボランティアに関するアンケートの結果からお尋ねですのでお答えします。

障害者に対する一般の方の支援につきましては、ボランティア活動など共生社会といわれるように大事なことであると考えております。私も、賀茂の福祉計画のアンケートのやつを見ておりましたら、議員がおっしゃるように確かに、できれば活動したくないという方の数値もあるわけでございますけれども、ただ、その中でちょっと私が気になったのが、障害のある人に関心がありますかという項目もあったかと思っております。その中では、約65%の人が関心があると、ある程度関心があるという数値が出ておりますので、約65%関心がある。ただ、活動に参加できない理由もいろいろあるかと思っておりますので、その辺がある程度解決できることによって活動しやすくなるのではないのかなと思っておりますし、その辺も一つの課題なのかなと思っております。ただ活動したくないのではなくて、いろいろな条件があって、その中で活動できないような状況もあるのかなと思っておりますので、その辺も今後の計画をつくる中で出てくると思っておりますので、ちょっと参考にしたいなと思っております。

人にはいろいろな考え方もありますので、他人ごとではなくて、自分のことや身内の家族などのこととして考え、自分のできる範囲で多くの方がボランティアとして協力していただけるならば、私は大変いいことだと思いますし、そういう気持ちでいろんなボランティアに

参加してほしいなと思っております。人ごとではなくて、自分ごととして捉えてもらうことが大事じゃないのかなと思っております。そういう理解を深めるためにも、教育現場における対応が重要だと思っておりますので、対応内容については教育長のほうから答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私のほうからは、福祉ボランティアも含め、小学校、中学校で行われている福祉に関わる学習について説明させていただきます。

小中学校では、学校生活の中でお互いが助け合いながらよりよく生きていくことを大切にするとともに、授業や道徳、特別活動などで人権や福祉に関わる題材や教材を扱う際には、学びの場として意図的に指導しています。一方、小学校では4年生が総合的な学習の時間にみんなが過ごしやすい生活とは、福祉学習というテーマで学習を進めています。まず、福祉やユニバーサルデザイン、バリアフリーについて学んだり、アイマスク体験をしたり、パラバドミントンなどの障害者スポーツを体験したりした後に、個人テーマを決めて調べ学習を進めます。点字や手話について追求する児童もいるようです。

また、町の社会福祉協議会の協力の下、独り暮らし世帯、高齢者世帯への年賀状の送付にも取り組んでいます。去年は63世帯に送付しました。

中学校では、3年生が1学期に総合的な学習の時間に、河津町の福祉の現状について知り、各施設での体験学習を通し、様々な方に対する理解を深め、共生の在り方について考え、これからの生活に生かすということを目指して、福祉体験学習を行っています。まず、福祉施設で体験できることから自己課題を考えます。課題としては、職員の高齢者への対応の仕方や働くやりがい、利用者の1日のスケジュールや生活の様子などが多いようです。7月の施設での体験学習を前に、6月には町の社会福祉協議会の協力の下、静岡県社会福祉人材センターの方を講師に、福祉の仕事魅力発見セミナーを受講したり、サンシニア河津の協力の下、おもりを体につけて移動する体験や車椅子体験、また利用者と接する中で大切にしていることなどの話を聞く福祉体験講座を受講したりしています。

今年7月3日に東伊豆町4施設、河津町4施設、下田市4施設で体験学習を行いました。

福祉施設などでのボランティア体験については、町の社会福祉協議会が、毎年河津中学校の生徒を対象にボランティア講座を開設してくれています。6月に河津中学校で開講式を行い、ボランティア活動を始めるための基礎知識を学んだり、実習施設の紹介を聞いたりしま

す。体験実習の期間は7月から8月で、昨年は河津町デイサービスセンター、サンシニア河津デイサービス、わかば保育園など11施設に41名の申込みがありました。今年度も11施設に53名の申込みがあり、夏休み中体験を行っていました。ほとんどの施設が3日間の活動を基としています。この講座を終了し、20時間以上の実習をした生徒は、静岡県青少年初級指導者の認定を申請できます。子供たちにとって、福祉ボランティアのとても貴重な体験を提供していただいています。

また、小学校と同様に、町の社会福祉協議会の協力の下、独り暮らし世帯、高齢者世帯への年賀状の送付にも取り組んでいます。昨年は小学校と同じ63世帯に送付することができました。

以上のように、町内、町外のいろいろな施設や町の社会福祉協議会の協力を得ながら、福祉について体験を交えながら学習を行っています。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

さきに町長がおっしゃったように、ほかのデータを見ると、障害者について関心がある人も結構ちゃんというじゃないかと、そういう人が一歩足を踏み出して行動してくれるかというところだと思うんだけど、教育長のお話、回答を聞くと、すごいですね。すごいそういう福祉関係の教育というか、授業みたいなものってすごく河津町はやっていらっしゃることだと思います。じゃ、何でさっき言ったようなあまり活動したくないというほうが上回っちゃうのかなというふうに、先ほど、僕が言ったんだけど、河津町はそうじゃないんだらうなって僕も思います。河津町の子供を見ていけば、道路を歩いていけば挨拶してくれるし、かわいい子で楽しそうに遊んでいる子もいっぱいいるので、河津町だけで調査すればそんなことはないと思いますし、教育長の今、回答にあったように、助け合いの精神を重視し、学びの場をつくっていこうと、福祉学級の実施とか点字や手話までいろいろ経験していただけるように子供たちにやっているということ、いろいろ学校の教育の中で福祉がどれだけ大事かというのが学べるんだな、河津町はそうなんだらうなと思って、すごく安心しました。

別の調査で、障害のある人にとっての住みやすいまちをつくるためにはという調査があったんだけど、障害のある人への理解を深める福祉教育や広報活動が重要と答えた人がダントツで多いそうです。今、教育長より回答をいただいたように、ボランティア活動への関

心を高め、学習機会や体験機会を通じて、福祉ボランティア活動参加へのきっかけづくりや活動の活性化などで、しいては人の気持の理解で差別やいじめ、自分の命の大切さなどに考えが及んでいくんだらうなと思います。だから、全てにいいほうに作用するような福祉の教育の場だと感じました。

次の世代の学生や生徒さんの皆さんに、よりよい共生社会がつくられていくことを願います。ありがとうございました。

じゃ、次の質問です。

これに関連して、僕何回かここでも言っているんだけど、伊豆縦貫道開通区間の延伸に向けた河津町の対策について。

全線開通に向けて伊豆南地区の団体交渉や河津町単独での早期事業化を求めた要望活動を実施して、それが実現することにおいて、その大きな恩恵に期待することは当たり前なだけども、しかし、その一方では河津下田線の3キロが開通しただけで、河津町への流入車両が減って、経済的なダメージを受けている現状がある。白浜エリアも人が減っているという声をよく聞きます。伊豆南部方面が近くなっているせいでしょうか。

国土交通省の沼津事務所は、伊豆半島道路研修会で伊豆縦貫道がもたらす効果として、下田港のキンメダイの首都圏への輸送時間短縮、地域防災の強化、観光客数は年間420万人の増、経済波及効果が700億円に上るとお話しされています。河津町は、そのうち何万人が来て、何億円使ってくれるんでしょうか。さらに、現在建設中の下田北インターに連結する縄地落合線が完成した場合は、商工事業者はさらなるダメージで限界を迎えるという声を聞きます。

県の道路局の資料を見ると、下田市の中島橋の渋滞緩和、下田市などへの観光地のアクセスルートの確保、下田市街地の渋滞緩和が期待される。首都圏から下田市などの観光地へのアクセス向上による観光の活性化と下田市側のメリットが多く書かれています。

以前チェックした古いデータでは、縦貫道完成の経済的に大きな恩恵を河津町が受けるには、海に直結する道路の整備、肋骨道路の整備、多くの観光スポットの磨き上げなどが最低限必要とありました。

そこで、道路ができて河津町が衰退しないように、河津町が目的地になること、宿泊地になること、必ず行き帰りの寄り道する場所になることなどにより、河津町が発展するための施策を役場の縦割り組織ではなく壁を取り払った中堅職員による横断型プロジェクトで企画立案し、将来に備えるのはいかがでしょうか。町長は、その様な役場が稼ぐ力をつけて、河

津町の発展を子供たちの子供たちの、その子供たちの時代までを見据えたミッションを職員の皆さんに与えることについてどう思うかお尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の伊豆縦貫道開通延伸に向けた河津町の対策ということで、具体的な例として役場の横断型プロジェクトによる企画立案の提案でございます。そのことについてお答えします。

まず、議員が言われるように、伊豆縦貫自動車道路の一部開通により、河津町の通過台数が大きく減っていることはご承知のとおりであります。全体的な成果として、国は大きな渋滞を避けることができている、救急搬送時間が短くなったなど、今までにない効果が出ていると評価をします。しかし、これまでの通行台数を目当てにして商売してきている人にとっては、道路の完成により大きな打撃を受けていることも確かに大きいだろうと思いますし、実際に沼津辺りのインターチェンジ周辺についても、通行が便利になった故に、以前のような店舗のにぎわいがなくなっている現実を見ることもあります。町として、できるだけ議員がお尋ねのように、目的地になるように努力しなければならないと考えますが、そう簡単にはできるわけがなく、以前から申しているように、旧西小学校を中心とした湯ヶ野地区の活性化により流動できるのではないかと考えております。これは町だけではなくて、民間を含めた事業者により大きく変わるものと考えます。

ただ、以前から申しているように、進入路等の問題もありまして、課題は多くありますが、現実的にはインターチェンジから近い位置にあり、有望ではないかと考えております。

お尋ねの件については、伊豆縦貫自動車道路については将来に備えるための企画立案を職員の中堅職員で考えたらとの意見でございますが、いまだ方向性が見えてこない中で職員の考えを聞くことは、かえって広がり過ぎて整理がつかなくなるのではないかと私は思っております。伊豆縦貫自動車道路に限らず、いろいろな問題について、職員の意見を聞くことや内容によっては提案を受けることも必要でありまして、私も職員時代に横断的なグループで取り組んだ経験もありますが、結果的にはよいこともありますが、役場の場合は民間と違い、連携の難しさも感じております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 役場の場合は民間企業と違って横連携というのがなかなか難しいというお話もありましたし、それをあえてできればなと思っています。おっしゃるように、道路

がどうなっていくのか、それによって多くの人がやってくるよ、経済波及効果が700億円だよとかいう話が出てくるんだけど、それって河津町としてはどう受け止めているかということだと思えます。町長の今の答弁にもありましたように、沼津の話とか、道路ができて、またはバイパスができて寂れていく町じゃ、商店街という例というのはたくさんあるわけです。それに対してどう対応していくか。対応できるのはコンビニだったりチェーン店の大手企業の店というのは新しい道路に出て行くわけだけども、河津町の商業としてはそれができないわけで、ここで商売やっている以上は、ここに人が来ないと駄目だということで、人の来る施策というのを僕はすらすら考えることがよくあるんだけど、僕一人が考えてもしょうがないので、役場が知恵を出して、壁を取り払ってそういうことを、さっき言ったように子供たちの子供たちの子供たちぐらいのところまでの世代、時代を考えた上でのそういう横断型プロジェクト、町長も過去は経験があるとおっしゃるじゃないですか。それが功を奏したのかちょっと分かりませんが、やること自体、こういうことをやったらどうだというような、結局横断プロジェクトというのはさっきおっしゃったように企業がやるのが、一つの課題があったら必ず横断プロジェクトをやっていくわけですよ。だけれども、聞いた話だとなかなか役場というのは横組織でやるというのは難しいようで、何で難しいか僕は分かりませんが、何かそういうことを考えたほうがいいな。だって、そのほうが実際に、町長がそれを答申を受けて、これは無理だよというようなことがあっても、それは何かのヒントになるかもしれないということなんです。

だって、道の駅を造ろうなんていうのは簡単に誰でも言えるわけだけれども、プロジェクトでやっていったら、そんな簡単なものを言わないわけで、データを取ったり調査したりして答えを出していくということが普通にやるわけです。だから、例えば今言った直売所、道の駅、ウォーターパーク、今井浜の近代化とか、河津浜のウォーターランド化とか、河津浜を船舶の停泊可能な港に変えちゃおうじゃないとか、そんなようなことも出てくるかもしれないし、先ほど、他の議員も言っていました。河津でブランドをつくる、アマチャやアボカドのブランド化をしようとか、河津で食べる海側の名物をつくろうとか、山側のワサビ井をさらなるアレンジをしようとか、広告宣伝をもっと、絶景135号線を走る理由とか、バイクが河津町に降りてくる理由づくりとか、また同僚議員が過去言っていましたけれども、走りたくなるような135号線国道の愛称をつけようとか、スラロームごとに見える絶景や海の色、浜・谷津の国道越しの海のパノラマなどのだご味のPRをしようとか、そういうようなことが、そういう玉がポッポとプロジェクトから出てくるといいなと思う。そ

れが例えば実現できなくても、そういう作業をすることにおいていい効果が生まれるんじゃないかと思います。そういうような役場の縦割りではない横串による横断型プロジェクトを進めてみてほしいなど常に思っているので、ここで提案というか、質問させていただきました。

町長はなかなか難しいという回答かもしれませんが、もしそれが、やってもいいかなとも思う、異存はあるけれども、まあいいかというぐらいの思いがあるのであれば、在任中にその道筋をつけていただければと思っています。

以上です。以上で質問を終わります。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊 弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

9 月 4 日（木曜日）

令和7年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年9月4日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 2号 令和6年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 報告第 3号 令和6年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第43号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第44号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第45号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第46号 令和7年度河津町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第47号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第48号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定について
- 議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定について

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	平川直也君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	友田佳伸君	水道温泉課長	飯田吉光君
教育委員会 事務局長	土屋勉君	会計管理者 兼会計室長	土屋典子君

事務局職員出席者

事務局長	山本博雄	書記	土屋翔
------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（渡邊 弘君） おはようございます。
ただいまの出席議員10名です。
よって、本日の議会は成立いたしました。
これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。
なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。
-

◎報告第2号の上程、説明、質疑

- 議長（渡邊 弘君） 日程第1、報告第2号 令和6年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（岸 重宏君） 報告第2号 令和6年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。
以下、詳細については担当課長より説明をさせます。
○議長（渡邊 弘君） 総務課長。
○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第2号を説明させていただきます。
報告第2号 令和6年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に

基づき、令和7年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

項目、健全化比率、早期健全化基準、括弧書きの順で説明をいたします。単位はパーセントでございます。

実質赤字比率ダッシュ (15.0)、連結実質赤字比率ダッシュ (20.0)、実質公債費比率5.7 (25.0)、将来負担比率ダッシュ (350.0)。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているものでございます。町の財政状況を判断するに当たり、健全化の対象を一般会計のみならず、特別会計、一部事務組合、広域連合等を含めた町全体の財政状況を数値化したものでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断基準と定めております。

各指標につきまして、定例会資料で説明をさせていただきます。

定例会資料1ページをお開きください。

健全化判断比率の概要でございます。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等を対象とした実質赤字の額の標準財政規模に対する比率でございます。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標でございます。計算式につきましては、(2)のとおりでございます。

2番目の連結実質赤字比率でございます。公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標でございます。算定式については、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

3、実質公債費比率でございます。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基準とした額に対する比率でございます。借入金、地方債の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標でございます。計算式は、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

4、将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基準とした額に対する比率でございます。一般会計等の借入金、地方債や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でございます。計算式については、(2)のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思えます。

表中の実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じておりませんので、ダッシュ表示となっております。括弧書きの数値は早期健全化基準で、財政収支が不均衡な状況、その他財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に、その財政の健全化を図るべき基準として定められているものでございます。それぞれの数値が早期健全化基準を上回る事となった場合には、財政健全化計画を定めて、財政の立て直しを図ることとなります。

次のページをお願いいたします。

こちらが監査委員からの意見書ということでございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率5.7%、将来負担比率も充当可能財源が上回り、早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

こちらは令和7年8月6日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、令和6年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、報告第3号 令和6年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 令和6年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第3号について説明をさせていただきます。

報告第3号 令和6年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

公営企業会計の名称、資金不足比率、うち括弧書きは経営健全化基準、備考の順で説明をいたします。単位はパーセントでございます。

河津町水道事業会計、ダッシュ（20.0）、令第17条第1号（法適用企業）の規定により事業の規模を算定。

河津町温泉事業会計、ダッシュ（20.0）、令第17条第1号（法適用企業）の規定により事業の規模を算定。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

この報告書でございますが、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づき経営状況を客観的に表し、公表を義務づけられているところでございます。

定例会資料にて説明をさせていただきます。

定例会資料の4ページをお願いしたいと思います。

資金不足比率の概要でございます。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に

対する比率をいうものでございます。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとなっております。計算式については、(2)のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

水道事業会計、温泉事業会計それぞれ資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。ダッシュ表示となっております。

なお、括弧書きは経営健全化基準で、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められているものでございます。

次のページをご覧ください。

監査委員の意見書の写しをつけてございます。

令和6年度水道事業会計経営健全化審査意見書。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

(2)個別意見、資金不足比率、資金不足なし。

(3)是正改善を要する事項、指摘すべき事項は特になし。

この意見書につきましては、令和7年8月6日に提出されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和6年度温泉事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の結果のみ説明をいたします。

総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

個別意見、資金不足比率、資金不足なし。

是正改善を要する事項、指摘すべき事項は特になし。

この意見書につきましては、令和7年8月6日に提出されたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

以上をもって、令和6年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、議案第43号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第43号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第43号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、国家公務員において仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等の措置がされたことに準じて、同様の措置を講ずるものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。恐れ入りますが、定例会資料で説明をさせていただきます。

定例会資料の5ページをお願いいたします。

河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての概要でございます。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を行うことを明文化したものの

でございます。

妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する仕事と育児との両立支援制度に関する情報提供、意向確認等といったこと、それから、3歳未満の子を養育する職員に対する仕事と育児との両立支援制度に関する情報提供、意向確認等をするといったことを明文化してございます。その他、条ずれ、字句の修正等を行ってございます。

次の6ページから8ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。議案の先ほどの次のページでございます。

附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

経過措置、第2項、任命権者は、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その項ずれと措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなす。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、議案第44号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第44号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第44号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年1月8日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正が必要となったためのものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号、河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明をさせていただきます。

定例会資料の9ページのほうをお願いしたいと思います。

2の改正の概要といったところでございます。

まず、部分休業といったものでございますが、部分休業の多様化に係る関係規定の整備を

するといった形で、今回の改正でございます。

部分休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づき、小学校入学前の子を養育する職員が公務に支障のない範囲で勤務時間の一部を勤務しないことができる制度で、勤務しない時間に応じて給与額を減額して支給するものでございます。

現行の部分休業を第1号の部分休業とし、法改正により新たに設置された部分休業を第2号の部分休業として、選択できるようにするものとしてございます。

第1号の部分休業、現行の部分休業でございますが、1日につき2時間まで30分単位で、勤務時間の一部を勤務しないことができるものでございます。非常勤職員については、1日につき、定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲としてのものでございます。

第2号の部分休業でございますが、こちらが新たに設置をされたものでございます。4月1日から翌年3月31日までの1年間のうち77時間30分、これは10日相当ということになりますが、それを上限に、1時間単位で勤務時間の一部または全部を勤務しないことができるというものでございます。非常勤職員にあっては、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を上限としてございます。

経過措置としまして、令和7年10月1日から令和8年3月31日までは38時間45分、これは5日相当といったことでございます。また、非常勤職員については、1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間を上限とするとしてございます。

それから、その他としまして、条ずれ、字句の修正を行ってございます。

次の10ページから11ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

議案の次のページのほうでございます。

附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は令和7年10月1日から施行する。

経過措置、第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、この条例による改正後の河津町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中、77時間30分と

あるのは38時間45分と、同条第2号中、10とあるのは5とする。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第5、議案第45号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第45号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第45号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が令和7年6月4日に公布され、同日施行されたことに合わせて改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号、河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年河津町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中、7円73銭を8円38銭に改める。

第11条中、541円31銭を586円88銭に改める。

附則。

施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。

適用区分、第2項、この条例による改正後の河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規定は、この条例の施行の日後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

本定例会の資料の14ページのほうに関係資料、それから、15ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第45号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第6、議案第46号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第46号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,592万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,692万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第46号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

提案理由でございます。本年度の事業執行に当たり、その経費として所要額を補正させていただくものでございます。また、一部事業につきまして、来年度執行させていただくための債務負担行為の追加をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

10款地方交付税103万円 1項地方交付税同額でございます。

12款分担金及び負担金△1,765万3,000円 1項負担金同額でございます。

14款国庫支出金2,679万3,000円 1項国庫負担金75万円、2項国庫補助金2,604万3,000円。

15款県支出金37万5,000円 1項県負担金同額でございます。

16款財産収入6万円 1項財産運用収入同額でございます。

17款寄附金100万円 1項寄附金同額でございます。

18款繰入金1,494万9,000円 1項特別会計繰入金同額でございます。

19款繰越金1,643万9,000円 1項繰越金同額でございます。

20款諸収入5,293万4,000円 4項雑入同額でございます。

歳入合計9,592万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費346万円 1項総務管理費200万円、2項徴税費146万円。

3款民生費754万9,000円 1項社会福祉費732万3,000円、2項児童福祉費22万6,000円。

4款衛生費429万円 1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費866万4,000円 1項農業費同額でございます。

6款商工費3,651万2,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費1,614万5,000円 1項土木管理費460万5,000円、2項道路橋梁費907万2,000円、3項河川費246万8,000円。

8 款消防費327万2,000円 1 項消防費同額でございます。

9 款教育費1,603万5,000円 1 項教育総務費10万円、3 項中学校費951万5,000円、5 項社会教育費48万円、6 項保健体育費594万円。

歳出合計9,592万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正、追加でございます。

事項、指定ごみ袋製造業務委託料。

期間、令和8年度。

限度額507万4,000円。

こちらにつきましては、令和8年度の指定ごみ袋製造のための費用を債務負担させていただくものでございます。

次の4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長に申し上げます。

長くなるようでしたら、着座にて説明をお願いいたします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、ここから着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書2、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

10款地方交付税1 項地方交付税1 目地方交付税103万円 2 節特別交付税103万円、特別交付税でございます。地域おこし協力隊の減、それから、地域活性化起業人の増によるものでございます。

12款分担金及び負担金1 項負担金4 目総務費負担金△1,765万3,000円 1 節税務総務費負担金△1,765万3,000円、賀茂地区航空写真共同撮影事業市町負担金の受入金でございます。こちらのほうにつきましては、静岡県市町村振興協会助成の事業の対象となったことにより、各市町からの負担を減額するものでございます。

14款国庫支出金1 項国庫負担金1 目民生費国庫負担金75万円 4 節障害者自立支援給付費負担金75万円、障害者自立支援給付費の負担金でございます。補装具等の給付費の増によるものでございます。事業費の2分の1でございます。

2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金242万円 1 節社会福祉費補助金22万円、地域生活支援事業費の補助金でございます。障害者自立支援給付費等のシステム改修に伴う国庫補助分でございます。3 節子ども・子育て支援事業費補助金220万円、子ども・子育て支援事業費の補助金でございます。子ども・子育て支援事業の対応に伴う後期高齢者医療システム改修に伴う補助金でございます。

2 目衛生費国庫補助金51万3,000円 1 節衛生費国庫補助金51万3,000円、妊婦のための支援給付事業費の補助金でございます。健康管理システムの改修に伴うものでございます。

5 目総務費国庫補助金594万円 1 節総務管理費補助金594万円、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金でございます。

11目商工費国庫補助金1,717万円 1 節商工費補助金1,717万円、オーバーツーリズム未然防止・抑制持続可能観光推進事業補助金でございます。観光庁からの補助でございます。

計2,604万3,000円。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費負担金37万5,000円 7 節障害者自立支援給付費負担金37万5,000円、障害者自立支援給付費の負担金でございます。補装具等を追加するものに対する事業費の補助でございます。事業費の4分の1でございます。

16款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 6 万円 1 節利子及び配当金 6 万円、公共施設整備基金の利子分でございます。

17款寄附金 1 項寄附金 1 目一般寄附金100万円 1 節一般寄附金100万円、企業版ふるさと納税の寄附金でございます。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金 1 目介護保険特別会計繰入金1,494万9,000円 1 節介護保険特別会計繰入金1,494万9,000円、介護保険特別会計からの繰入れでございます。令和6年度の介護保険事業、介護保険特別会計の精算に伴うものでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,643万9,000円 1 節繰越金1,643万9,000円、繰越金でございます。

20款諸収入 4 項雑入 1 目雑入5,293万4,000円 1 節雑入5,293万4,000円、消防団員遺族補償費 5 万9,000円、こちらにあっては、遺族補償費の単価増に伴うものでございます。それから、下田地区消防組合返還金539万9,000円、伊豆斎場組合返還金185万1,000円、こちらは令和6年度の精算によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

公益財団法人静岡県市町村振興協会助成金2,133万3,000円、こちらにあつては、賀茂地区航空写真共同撮影事業に対する助成金でございます。過年度障害福祉事業国県精算金1,372万1,000円、過年度児童福祉事業国県精算金363万1,000円、こちらについては、令和6年度の精算に伴うものでございます。それから、次の過年度低所得者介護保険料軽減負担金精算金、こちらも令和6年度の精算に伴うものでございます。過年度移住支援事業返還金100万円、こちらにつきましては、事業の条件を満たすことなく事業を終了したことに伴い、精算を求めるものでございます。令和4年度の交付した分に対しての精算分でございます。観光庁事業精算金550万円、観光協会が実施する観光庁事業の実施後の精算に伴う収入でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費5目電算費65万4,000円11節役務費22万2,000円、総合行政システムの拡張に伴う手数料でございます。13節使用料及び賃借料43万2,000円、DX推進システム使用料でございます。会議等の文字起こしシステムの使用料の分でございます。

6目交通安全対策費62万1,000円15節原材料費62万1,000円、交通安全の原材料費でございます。地区要望によるカーブミラー等の購入でございます。

8目地域づくり推進費△45万円7節報償費△156万円13節使用料及び賃借料△36万円、こちらにつきましては、農業振興での地域おこし協力隊員の退任に伴う減額でございます。18節負担金、補助及び交付金72万円、地区集会施設修繕事業費の補助金でございます。地区要望に対するものでございます。22節償還金、利子及び割引料75万円、国県支出金等の精算でございます。令和4年度の移住就業支援金の返還金でございます。

14目公共施設整備基金費6万円、24節積立金6万円、公共施設整備基金の積立金でございます。利子の見込みによる積立てをするものでございます。

15目諸費108万円11節役務費18万円18節負担金、補助及び交付金90万円、こちらは、おでかけ支援タクシーの事業によるものでございます。6か月分を予定してございます。

16目町営バス運行費3万5,000円26節公課費3万5,000円、自動車重量税でございます。

次のページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費146万円22節償還金、利子及び割引料146万円、町税等の還付見込みによるものでございます。2目賦課徴収費ゼロ、こちらについては、財源更正を行うものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目老人福祉費6,000円22節償還金、利子及び割引料6,000円、国県支出金等の返還金でございます。

3 目障害者福祉費393万1,000円11節委託料44万円、こちらは、障害者自立支援給付システムの改修に伴うものでございます。19節扶助費150万円、補装具等の給付でございます。申請増によるものでございます。22節償還金、利子及び割引料199万1,000円、国県支出金の返還金でございます。令和6年度の精算のものでございます。

5 目国民健康保険費 1 万5,000円27節繰出金 1 万5,000円、国民健康保険特別会計への繰り出しでございます。事務費等の繰り出しを行うものでございます。

6 目介護保険費117万1,000円27節繰出金117万1,000円、介護保険特別会計への繰り出しでございます。地域支援事業の増に伴うものでございます。

7 目後期高齢者医療費220万円12節委託料220万円、総合行政システムの導入委託料でございます。子ども・子育て支援制度対応に伴うシステム改修を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費22万6,000円22節償還金、利子及び割引料、こちらは、国県支出金の返還金でございます。令和6年度の精算によるものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費352万円18節負担金、補助及び交付金352万円、簡易水道組合への補助でございます。上佐ヶ野の簡易水道施設の状況を確認するための補助を行うものでございます。

5 目母子衛生費77万円12節委託料77万円、健康管理システムの委託料でございます。妊婦支援給付、自治体間の情報共有対応のためのシステム改修を行うものでございます。

計429万円。

5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費544万5,000円18節負担金、補助及び交付金544万5,000円、地域活性化起業人の負担金、こちらは、農業振興のために地域活性化起業人を活用するものの負担でございます。それから、希少特産物保護推進事業補助金、こちらについては、天城甘茶の協議会への補助をするものでございます。50万円でございます。荒廃農地再生・集積促進事業費補助金199万5,000円、こちらは、県と同額の補助を行うものでございます。

4 目農業施設費321万9,000円10節需用費144万9,000円、こちらについては、施設の修繕料でございます。地区要望によるものでございます。13節使用料及び賃借料177万円、重機借り上げ料でございます。こちらは、上佐ヶ野の町有地での倒木処理場の整備をするものでござ

ざいます。

計866万4,000円。

6款商工費1項商工費2目商工振興費50万円18節負担金、補助及び交付金50万円、町商工会補助金、小規模事業者事業継続支援事業費の追加の交付でございます。

次のページをお願いいたします。

3目観光費3,573万6,000円10節需用費427万9,000円、施設修繕料でございます。地区要望に伴うものでございます。11節委託料2,375万7,000円、河津桜まつりの駐車場の状況可視化及び交通混雑緩和事業の委託料2,191万円、河津桜まつり人流調査及び分析による観光地経営事業の委託料184万7,000円、18節負担金、補助及び交付金770万円、地域観光魅力向上事業費の補助金でございます。

6目河津バガテル公園管理費27万6,000円1節報酬6万1,000円、8節旅費2万6,000円、こちらにあっては、河津バガテル公園事業再生検討委員会を開催するためのものでございます。11節役務費10万2,000円、13節使用料及び賃借料8万7,000円、こちらにあっては、公園外の海側の隣接地の倒木の処理をするための費用でございます。

計3,651万2,000円。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費460万5,000円、12節委託料44万1,000円、16節公有財産購入費416万4,000円、こちらにつきましては、伊豆縦貫自動車道の関連町道用地の分筆登記、それから購入に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費1目道路維持費907万2,000円10節需用費242万8,000円、11節役務費87万8,000円、13節使用料及び賃借料281万6,000円、14節工事請負費295万円、こちらにあっては、地区要望によるものでございます。

3項河川費1目河川維持費246万8,000円10節需用費93万5,000円、施設修繕料でございます。藤ヶ野川の河川修繕に伴うものでございます。11節役務費59万7,000円、15節原材料費93万6,000円。こちらについては、地区要望によるものでございます。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費6万円5節災害補償費6万円、遺族補償費でございます。単価の増に伴うものでございます。

4目防災費321万2,000円12節委託料321万2,000円、防災公園整備事業に伴う用地測量、用地調査業務の委託料でございます。

計327万2,000円。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 1 項教育総務費 3 目学校教育振興費10万円18節負担金、補助及び交付金10万円、こちらについては、賀茂地域校務支援システム導入に伴う負担金の増でございます。3 項中学校費 1 目中学校管理費906万7,000円10節需用費906万7,000円、施設修繕料でございます。中学校舎内の自動火災報知器の設備の修繕に伴うものでございます。

2 目中学校教育振興費44万8,000円 7 節報償費44万8,000円、講師謝礼でございます。部活動支援員の増に伴うものでございます。

5 項社会教育費 3 目図書館費48万円10節需用費48万円、施設修繕料でございます。文化の家のパワーコンディショナーの取替え・修繕を行うものでございます。

6 項保健体育費 3 目学校給食費594万円18節負担金、補助及び交付金594万円、幼稚園・小中学校園児・児童生徒給食費の負担金でございます。給食費の食材の高騰に伴う補助を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） 5 番、渡邊です。

9 ページ、これに、おでかけ支援タクシー、これの支援の手数料と補助金、これが計上されておりますけれども、おでかけ支援タクシーが活用されるようになれば、今まで使っていた町バス、これは運用をやめるものだと思うんですけれども、これの、要はこれまでの計上の見込みがバックされていないというか、マイナスというか、費用がかからなくなったということが計上されていないんですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） バスの関係につきましては、包括業務委託で契約をしているものでございまして、そちらのほうについては、こちらのほうがすぐに運用されたから、すぐに減額されるというものではないというふうに思っております。会社ともう一回連携を取った中で、最初に金額を出した中で、今後いろいろな事業等が追加等ございますので、そういった中で、最後、精算をさせていただくといった形を考えております。

○議長（渡邊 弘君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） ということは、この次の補正予算の中で、この次かその後補正されて、

減額されてくるということが予想されてくるのかなと思うんですけども、ほかにも車両の経費だとか、その辺かかってくると思うんですけども、今使っている町バスも、町バスが使われなくなれば、少しはお金が戻るのかなって、補正されるのかなとは思うんですけども、その辺については今後次第ということによろしいでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 包括業務といった中で、事業の追加している分と減額している分というふうなものがございますので、そういった中で、最後精算をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、人件費の上がりとか、そういったものがかなり大きいものですから、逆に減額にならずに、追加になる可能性も十分あるというふうに思っていますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） ほかに質疑ございますか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません、11ページの保健衛生費、5番の母子衛生費のところの健康管理システムの改修委託料の説明で、自治体間の情報共有のためという説明がありました。具体的にどこの自治体と、どのような情報を共有するかをお教えてください。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） このシステム改修の、どこの自治体ということだったんですが、これ全国の自治体のほうで、河津町が登録した副本、それを見られると。逆に河津町からも、全国のどの自治体の情報ものぞきに行けるというようなシステム改修になります。これはシステムの標準化に伴って発生するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） ほかに質疑ございますか。

6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 14ページの学校給食費なんですけれども、594万円、これが、年当初予定されていた予算に対して上乗せをして、食費、お米代とかそういったものがいろいろ高騰している部分の補填に使われるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） 学校給食費の会計の中で、当初見込んでいた食材費があるんですけども、それが不足するため、それに補填する形で、今回、交付金を活用した

財源ということで、保護者の負担軽減を図る目的で、今回補正をさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

これって、町側がこうやって、子供たちの給食費の価格高騰の負担ということでやっていますけれども、それ、父兄の方々は、町がこれだけのことをやっているよというのは、どこかでアナウンスされるものですか。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） 保護者への情報提供については、何らかの形で情報提供をしていきたいと考えております。また来年度以降も、現在の給食費では不足が予測されますので、それも含めて情報提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 食材の価格、お米を筆頭にもものすごい上がっているというのは、町民誰も肌身で感じているところで、当然、給食費、町が負担をして、少しでも町民の負担を軽くしようといっって取り組んでくれているのは承知しているんですが、今までどおりにいかない、お米の値段が上がっちゃって、今までどおりのクオリティーでいかないとかというのをすごい現場が苦労している、町もそこに対して補助をしているというのを知らない、せっかくこういうことをやってもらっているのに、町って何もやってくれないよねというような話の根っこになりかねないのかなというふうに思いますので、こういうふうにちゃんと負担を増加して対応しているというようなことは、町民に知っておいてもらわないといけない案件かなというふうに思いますので、その辺も含めて、どこかでちゃんと、本来は給食費上がるタイミングだけれども上げずに対応しているよというのを知っておいてもらう努力というのをしていただけたら、どこかでいいのかなと思います。

終わります。

○議長（渡邊 弘君） ほか、質疑ございますか。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村です。

13ページの防災費の中の防災公園の委託料なんですけれども、これ、この間説明受けた、新たに追加する部分の金額になるのでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 先日説明させていただいたんですけれども、新たに土地を防災公園の用地として求めるところの測量と、それから立木の補償の委託費の補正予算でございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 結局、最終的にその土地を購入する総額といいますか、大体幾らぐらいになるのか、概算で結構なんですけれども、それともう一点、もし買わなかった場合、その場所をのり面というか、加工するような感じの費用が逆にかかるのかなと思うんですけれども、その辺の金額が分かれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 購入の費用の概算というご質問なんですけれども、そういったものを算出するための委託費でございますので、ちょっと概算はまだつかんでおりません。

もし埋めなかった場合の工事費でしたよね、ちょっと工事費についても、埋めなかった場合というのは想定していなかったものですから、ちょっと金額は、埋めなかった場合というのは分かりません。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

そうすると、結局比較ができないというか、土地を買わなかった場合と買った場合と、どちらか安いほうを選ぶかなとは思うんですけれども、比較の対象がないということですよ。

この間の説明では、多分、地目が雑種地だか何かだったと思うんですけれども、その辺の単価で、たしか200万円ぐらいだったのかな、その辺だったと思うんですけれども、そういうのを一切合財含めた金額、プラスこれで、500ぐらいの大体金額になるのかなと思うんですけれども、逆に、買った場合がそうで、もし買わなかった場合、そののり面を加工するのに結構かかるものなんですかね。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 基本的に工事に関しては、国のほうでやっていただけるという考えでいきますので、こちら、町の支出が工事費に対して増えるということはないと考えてい

ます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） よろしいですか。

ほか、質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第46号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第7、議案第47号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第47号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,758万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） それでは、議案第47号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

提案理由でございます。令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金、これに係る保険税の賦課額を算定するためのシステム改修を行う費用と標準化様式の導入に伴いまして、各種認定証等を作成するための費用を補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

4款国庫支出金94万6,000円 1項国庫補助金同額でございます。

7款繰入金 1万5,000円 1項他会計繰入金同額でございます。

歳入合計96万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費96万1,000円 1項総務管理費 8万1,000円、 2項徴税費88万円。

歳出合計96万1,000円。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括につきましては説明を省略

させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明させていただきます。

4 款国庫支出金 1 項国庫補助金 6 目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 6 万 6,000 円 1 節社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 6 万 6,000 円、こちらにつきましては、資格確認証等の更新時に同封いたします制度周知パンフレット等の購入に係る国庫の補助でございます。

7 目子ども・子育て支援事業費補助金 88 万円 1 節子ども・子育て支援事業費補助金 88 万円、こちらにつきましては、子ども・子育て支援納付金、これに係る保険税の賦課額を算定するためにシステム改修を行うための国庫補助でございます。

計 94 万 6,000 円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 万 5,000 円 2 節職員給与費等繰入金 1 万 5,000 円、こちらにつきましては、今回の補正に係ります一般会計からの法定繰入分でございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 8 万 1,000 円 10 節需用費 8 万 1,000 円、印刷製本費でございます。こちらは、標準化様式の導入に伴いまして、各種認定証等を作成するための費用でございます。

2 項徴税费 1 目賦課徴収費 88 万円 12 節委託料 88 万円、国民健康保険税システム改修委託料でございます。こちらにつきましては、子ども・子育て支援納付金、これに係る保険税の賦課額を算定するためのシステム改修の委託料でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第47号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第8、議案第48号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第48号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,736万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,303万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第48号 令和7年度河津町介護保険特別会計

補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

こちらの補正予算でございます。主な提案理由といたしましては、令和6年度の給付実績の精算に伴います一般会計からの繰出金及び国・県への返還金、それと併せまして、地域支援事業の増加分によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款、項、補正額で説明させていただきます。

3款国庫支出金234万3,000円 2項国庫補助金同額でございます。

4款支払基金交付金2,000円 1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金365万円 1項県負担金247万9,000円、2項県補助金117万1,000円。

6款繰入金117万1,000円 1項一般会計繰入金同額でございます。

9款繰越金5,029万4,000円 1項繰越金同額でございます。

10款分担金及び負担金△9万9,000円 1項負担金同額でございます。

歳入合計5,736万1,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出です。歳入同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費609万3,000円 1項介護予防・生活支援サービス事業費1万円、2項一般介護予防事業費ゼロ、3項包括的支援事業・任意事業費608万3,000円。

7款諸支出金5,126万8,000円 1項繰出金1,494万9,000円、2項償還金及び還付加算金3,631万9,000円。

歳出合計5,736万1,000円。

次の3ページ、4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括については省略させていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長に申し上げます。

長くなるようでしたら、着座にてご説明をお願いします。

○福祉介護課長（中村邦彦君） ありがとうございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明と説明させていただきます。

3款国庫支出金 2項国庫補助金 2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事

業) 2,000円 1 節現年度分2,000円、地域支援事業交付金でございます。

3 目地域支援事業交付金 (その他の地域支援事業) 234万1,000円 1 節現年度分234万1,000円、その他の地域支援事業交付金でございます。

計234万3,000円。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 2 目地域支援事業交付金2,000円 1 節現年度分2,000円、地域支援事業の交付金でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金247万9,000円 2 節過年度分247万9,000円、介護給付費の過年度分でございます。

続いて、2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 1,000円 1 節現年度分1,000円、地域支援事業交付金でございます。

2 目地域支援事業交付金 (その他の地域支援事業) 117万円 1 節現年度分117万円、その他地域支援事業交付金でございます。

次ページで、合計で117万1,000円でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 1,000円 1 節現年度分1,000円、地域支援事業の繰入金でございます。

5 目地域支援事業繰入金 (その他の地域支援事業) 117万円 1 節現年度分117万円、その他地域支援事業の繰入金でございます。

計117万1,000円。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金5,029万4,000円 1 節繰越金5,029万4,000円、財源となります繰越金でございます。5,029万4,000円でございます。

10 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目地域支援事業費負担金△9万9,000円 1 節地域支援事業費負担金△9万9,000円、地域支援事業費の負担金の減でございます。

次ページをお願いいたします。

7 ページで、3、歳出でございます。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 5 目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 1 万円18節負担金、補助及び交付金 1 万円、高額医療合算介護予防サービスの給付でございます。

2 項一般介護予防事業費 1 目一般介護予防事業費ゼロ、財源更正でございます。財源の内訳を更正させていただいたものでございます。

3 項包括的支援事業・任意事業費 6 目生活支援体制整備事業費608万3,000円 8 節旅費、普

通旅費の増加でございます。12節委託料600万円、生活支援コーディネーター業務委託料で
ございます。つなげる支援バスの事業費でございます。

7款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金1,494万9,000円27節繰出金1,494万9,000円、
一般会計への繰出金でございます。

次ページをお願いいたします。

7款諸支出金2項償還金及び還付加算金2目償還金3,631万9,000円22節償還金、利子及び
割引料3,631万9,000円で、国・県への支出金の返還となります。

以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第48号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決しま
す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号～議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邊 弘君） 日程第9、議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定
について、議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て、議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定について、以上8議案は同種の令和6年度決算でありますので、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号の8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定について、以上8議案について、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（渡邊 弘君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（土屋典子君） 議案第49号から議案第54号までの一般会計及び各特別会計の決算認定についてご説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、お手元の令和6年度一般会計・特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと、令和6年度河津町決算総括表がございます。

総合計はご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

1枚めくってください。

○議長（渡邊 弘君） 会計管理者に申し上げます。

長くなるようでしたら、着座でご説明をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（土屋典子君） ありがとうございます。

それでは、これより着座にて説明させていただきます。

議案第49号 令和6年度河津町一般会計決算書。

1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

説明は、款につきまして、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明させていただきます。

なお、予算現額、調定額、予算現額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税 9 億5,629万9,973円、626万5,684円、1,477万5,300円。

2 款地方譲与税5,478万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款利子割交付金34万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款配当割交付金641万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款株式等譲渡所得割交付金1,106万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款法人事業税交付金1,712万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款地方消費税交付金 1 億7,623万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款環境性能割交付金811万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款地方特例交付金2,862万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款地方交付税19億1,156万円、ゼロ円、ゼロ円。

11 款交通安全対策特別交付金93万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

12 款分担金及び負担金3,057万107円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料6,771万3,374円、16万7,230円、52万9,380円。

14 款国庫支出金 3 億7,857万642円、ゼロ円、ゼロ円。

15 款県支出金 2 億8,794万3,574円、ゼロ円、ゼロ円。

16 款財産収入2,466万1,677円、ゼロ円、ゼロ円。

17 款寄附金 1 億6,320万5,763円、ゼロ円、ゼロ円。

18 款繰入金 2 億4,805万471円、ゼロ円、ゼロ円。

19 款繰越金 2 億37万9,969円、ゼロ円、ゼロ円。

20 款諸収入7,306万8,674円、ゼロ円、ゼロ円。

21款町債 6億3,841万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計52億8,409万4,224円、643万2,914円、1,530万4,680円。

続きまして、次の5、6ページをお願いいたします。

歳出です。

説明は、款につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に説明させていただきます。

なお、予算現額、予算現額と支出済額との比較につきましては省略させていただきます。
単位は円でございます。

1 款議会費6,293万8,217円、ゼロ円、246万1,783円。

2 款総務費12億1,052万256円、1,071万9,000円、3,044万3,744円。

3 款民生費 9億5,944万9,240円、3,282万7,000円、4,798万1,760円。

4 款衛生費 5億9,259万9,394円、ゼロ円、3,608万1,606円。

5 款農林水産業費 2億1,005万1,855円、ゼロ円、4,210万9,145円。

6 款商工費 4億2,102万2,443円、5,009万円、1,323万557円。

7 款土木費 2億2,972万2,736円、ゼロ円、4,677万9,264円。

8 款消防費 6億8,725万7,705円、ゼロ円、2,542万9,295円。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 3億7,501万3,796円、1,467万8,000円、4,189万3,204円。

10款災害復旧費ゼロ円、ゼロ円、4,000円。

11款公債費 2億9,915万1,937円、ゼロ円、290万4,063円。

12款予備費ゼロ円、ゼロ円、725万3,000円。

歳出合計50億4,772万7,579円、1億831万4,000円、2億9,657万1,421円。

歳入歳出差引残額 2億3,636万6,645円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、137ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支額に関しましては、ご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の決算でございます。

1枚めくってください。

次の議案第50号から特別会計となりますが、説明につきましては、全て一般会計と同様の説明とさせていただきます。

議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1枚めくっていただきまして、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1款使用料及び手数料375万520円、ゼロ円、ゼロ円。

2款財産収入489円、ゼロ円、ゼロ円。

3款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

4款繰越金68万512円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計443万1,521円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費365万1,359円、ゼロ円、88万9,641円。

歳出合計365万1,359円、ゼロ円、88万9,641円。

歳入歳出差引残額78万162円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が河津駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1款財産収入119万2,779円、ゼロ円、ゼロ円。

2款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

3款繰越金35万9,345円、ゼロ円、ゼロ円。

4款諸収入ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計155万2,124円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款諸支出金119万2,779円、ゼロ円、36万1,221円。

歳出合計119万2,779円、ゼロ円、36万1,221円。

歳入歳出差引残額35万9,345円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款国民健康保険税1億7,861万4,916円、53万9,500円、1,177万7,462円。

2 款一部負担金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款使用料及び手数料10万3,900円、4,500円、8万200円。

4 款国庫支出金218万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金6億3,315万5,344円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款財産収入1,339円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款繰入金6,519万8,468円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款繰越金957万8,903円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款諸収入431万786円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計8億9,314万5,656円、54万4,000円、1,185万7,662円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費766万2,529円、ゼロ円、155万4,471円。

2 款保険給付費6億2,084万4,052円、ゼロ円、1億9,574万4,948円。

3 款国民健康保険事業費納付金2億5,089万7,387円、ゼロ円、1,613円。

4 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

5 款保健事業費801万9,175円、ゼロ円、354万4,825円。

6 款基金積立金1,339円、ゼロ円、661円。

7 款公債費ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

8 款諸支出金549万25円、ゼロ円、50万3,975円。

9 款予備費ゼロ円、ゼロ円、30万円。

歳出合計 8 億9,291万4,507円、ゼロ円、2 億165万2,493円。

歳入歳出差引残額23万1,149円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、23ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款保険料 2 億105万3,600円、101万6,700円、179万6,830円。

2 款手数料 1 万2,200円、7,400円、1 万8,200円。

3 款国庫支出金 2 億4,631万4,015円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款支払基金交付金 2 億4,723万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金 1 億3,320万6,822円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款繰入金 1 億4,626万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸収入354万8,340円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款財産収入2,588円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款繰越金 1 億3,431万7,120円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款分担金及び負担金100万9,250円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計11億1,296万4,935円、102万4,100円、181万5,030円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費899万6,042円、ゼロ円、135万9,958円。

2 款保険給付費 8 億4,791万5,849円、ゼロ円、1 億817万6,151円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

4 款地域支援事業費4,276万9,393円、ゼロ円、448万5,607円。

5 款公債費ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

6 款基金積立金312万1,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸支出金4,619万8,726円、ゼロ円、23万8,274円。

歳出合計 9 億4,900万1,010円、ゼロ円、1 億1,426万1,990円。

歳入歳出差引残額 1 億6,396万3,925円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料 1 億715万4,300円、5,300円、59万8,700円。

2 款使用料及び手数料 1 万6,100円、300円、8,900円。

3 款繰入金3,228万5,832円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款諸収入25万6,600円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款繰越金69万7,800円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計 1 億4,041万632円、5,600円、60万7,600円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億3,921万5,332円、ゼロ円、113万5,668円。

2 款諸支出金24万6,700円、ゼロ円、8万5,300円。

歳出合計 1 億3,946万2,032円、ゼロ円、122万968円。

歳入歳出差引残額94万8,600円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

議案第49号から議案第54号についてご説明させていただきました。

次のページ以降に財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） 議案第55号と議案第56号の決算認定についてご説明させていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長に申し上げます。

長くなるようでしたら、着座にて。

○水道温泉課長（飯田吉光君） ありがとうございます。

お手元に令和6年度公営企業会計決算書のご用意をお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算書でございます。

2枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。

令和6年度河津町水道事業決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。

なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額と予算額に比べ決算額の増減につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款水道事業収益2億1,536万2,000円、ゼロ円、2億1,536万2,000円、2億789万6,027円。

決算額のうち、仮受消費税1,715万782円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額、合計、

決算額の順に朗読、説明をさせていただきます。

なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額、小計、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額と不用額につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款水道事業費用 2億1,180万円、△9万9,000円、ゼロ円、ゼロ円、2億1,170万1,000円、1億9,756万493円。

決算額のうち、仮払消費税829万2,237円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出。

収入（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。

なお、小計、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額、継続費逐次繰越額に係る財源充当額、予算額に比べ決算額の増減につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款資本的収入4,882万4,000円、ゼロ円、4,882万4,000円、3,000万9,000円。

決算額のうち、仮受消費税ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、流用増減額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。

なお、小計、地方公営企業法第26条の規定による繰越額、継続費逐次繰越額、翌年度繰越額、不用額につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款資本的支出 1億1,570万4,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億1,570万4,000円、9,772万2,649円。

決算額のうち、仮払消費税611万7,134円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,771万3,649円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額611万7,134円、過年度分損益勘定留保資金6,159万6,515円で措置した。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

続きまして、クリーム色の相紙をめくってください。

議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

2枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。

令和6年度河津町温泉事業決算報告書。

説明につきましては、水道事業決算報告書と同様の説明とさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款温泉事業収益1億2,091万3,000円、ゼロ円、1億2,091万3,000円、1億2,218万7,294円。

決算額のうち、仮受消費税1,053万5,639円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款温泉事業費用1億1,640万7,000円、100万9,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億1,741万6,000円、1億11万3,266円。

決算額のうち、仮払消費税497万6,295円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款資本的収入99万円、ゼロ円、99万円、33万円。

決算額のうち、仮受消費税3万円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款資本的支出890万5,000円、ゼロ円、ゼロ円、890万5,000円、883万6,828円。

決算額のうち、仮払消費税80万3,348円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額850万6,828円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額80万3,348円、過年度分損益勘定留保資金770万3,480円で措置した。

令和7年9月3日提出。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも、款の順にお願いいたします。

議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号の8議案を会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会へ付託することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

副議長に決算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、12日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（渡邊 弘君） 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

ただいまより12日午後3時まで休会とし、特別委員会での決算審査をお願いいたします。

12日は午後3時から議会を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会 午後 零時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

9 月 12 日（金曜日）

令和7年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和7年9月12日(金曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算の認定について
- 日程第 2 発議第 3号 森の力再生事業の継続を求める意見書の提出について
- 日程第 3 議員派遣の件
- 日程第 4 委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	平川直也君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	友田佳伸君	水道温泉課長	飯田吉光君
教育委員会 教育事務局長	土屋勉君	会計管理者 兼会計室長	土屋典子君

事務局職員出席者

事務局長	山本博雄	書記	土屋翔
------	------	----	-----

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎議案第49号～議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定についてを議題といたします。

本8議案につきましては、去る9月4日、議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託してあります。

また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 桑原 猛君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（桑原 猛君） 朗読をもって説明させていただきます。

令和7年9月12日。

河津町議会議長、渡邊弘様。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、桑原猛。

令和6年度決算審査特別委員会審査報告書。

議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定について

議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定について

本委員会に付託の上記8議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

次ページをお願いいたします。

意見。

1、地域資源を磨き上げ、いつ来ても魅力ある観光の町となるよう推進されたい。

2、鳥獣被害・景観の面からも、耕作放棄地の新しい管理手法を構築し改善されたい。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論
に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定につい
てを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入
ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採

決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号 令和6年度河津町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号 令和6年度河津町温泉事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、発議第3号 森の力再生事業の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明をお願いします。

4番、桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 発議第3号について説明させていただきます。

発議第3号。

森の力再生事業の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、森の力再生事業の継続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月12日提出。

河津町議会議長、渡邊弘様。

提出者、河津町議会議員、桑原猛。

賛同者、河津町議会議員、大川良樹、同じく正木誠司、同じく北島正男、同じく渡邊昌昭、同じく遠藤嘉規、同じく上村和正、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提案理由。

「森の力再生事業」は、荒廃森林の初期整備を通じて「森の力」を回復させ、土砂災害防止や水源涵養など県民の安全・生活環境を守るものである。河津町の地域課題解決にも不可欠であり、持続可能な社会実現のために本事業の継続・推進を求め、意見書を提出する。

なお、意見書及び提出先は添付のとおりです。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第3号 森の力再生事業の継続を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することとしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（渡邊 弘君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年河津町議会第3回定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和7年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第2号	令和6年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について	7. 9. 4	
報告第3号	令和6年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について	〃	
議案第43号	河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第44号	河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて	〃	〃
議案第45号	河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第46号	令和7年度河津町一般会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第47号	令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第48号	令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第49号	令和6年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について	7. 9. 12	認 定
議案第50号	令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第51号	令和6年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第52号	令和6年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第53号	令和6年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第54号	令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第55号	令和6年度河津町水道事業会計決算認定について	〃	〃
議案第56号	令和6年度河津町温泉事業会計決算認定について	〃	〃
発議第3号	森の力再生事業の継続を求める意見書の提出について	〃	採 択
	議員派遣の件	〃	決 定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃